

総務企画常任委員会及び予算審査・決算審査特別委員会（第一分科会）

平成24年9月19日（水曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

委員長	山本 是るひ 君	副委員長	平山 啓子 君
委員	磯 飛 清 君	委員	植木 弘行 君
委員	関谷 暢之 君	委員	室井 俊吾 君
委員	玉野 宏 君	委員	若松 東征 君

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

企画部長	片 桐 計 幸 君	企画情報課長	藤 田 輝 夫 君
企画情報課長 補 佐	鹿 野 伸 二 君	企画政策係長	高 久 修 君
情報管理係長	黄 木 伸 一 君	秘書課長	松 江 孝 一 郎 君
広報広聴係長	小 泉 聖 一 君	市民協働推進 課 長	大 武 利 幸 君
市民協働推進 課長補佐兼 男女共同参画 係 長	鈴 木 由 起 子 君	統計係長	織 田 康 君
市民協働担当	阪 本 和 人 君	自治振興担当	鈴 木 正 宏 君
西那須野 支 所 長	斎 藤 誠 君	総務税務課長	宮 本 覚 君
総務税務課長 補 佐 兼 税 務 係 長	辻 野 岩 男 君	総務係長	齋 藤 保 幸 君
市民福祉課長	関 谷 和 子 君	市民福祉課長 補 佐 兼 生活環境係長	山 田 繁 久 君
産業観光建設 課 長	関 谷 正 徳 君	産業観光建設 課長補佐兼 農 林 課 長	星 伸 也 君
商工観光係長	板 橋 信 行 君	建設係長	鈴 木 隆 行 君
塩原支所長	君 島 淳 君	総務福祉課長	君 島 幹 朗 君

総務福祉課長 補佐兼総務・ 税務係長	君 島 紀 夫 君	市民係長	渡 邊 正 君
福祉係長	鈴木 隆太郎 君	箒根出張所長	柳 崎 修 造 君
庶務・住民 係長	斉 藤 三重子 君	産業観光建設 課長	君 島 秀 行 君
産業観光建設 課長補佐兼 建設係長	吉 澤 克 博 君	農林係長	関 谷 浩 行 君
観光商工係長	白 井 孝 行 君		

出席議会議務局職員

人 見 栄 作 君

議事日程

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 審査事項

〔企画部〕

・企画部長あいさつ

〔企画情報課〕

予算審査

・議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

決算審査

・認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔市民協働推進課〕

決算審査

・認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔秘書課〕

予算審査

・議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

決算審査

・認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔西那須野支所〕

・西那須野支所長あいさつ

〔総務税務課〕

予算審査

・議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

決算審査

- ・認定第 1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔市民福祉課〕

決算審査

- ・認定第 1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 2号 平成23年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

〔産業観光建設課〕

予算審査

- ・議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

決算審査

- ・認定第 1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔塩原支所〕

- ・塩原支所長あいさつ

〔総務福祉課〕

決算審査

- ・認定第 1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔産業観光建設課〕

予算審査

- ・議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

決算審査

- ・認定第 1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

4. その他

5. 散会

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

山本委員長 皆さんおはようございます。

ずっと暑い日が続いておりましたので、きょうは少し雨が降りましてしのぎやすいかなというふうに思っておりますが、きょう1日よろしく願いたいします。

本日は、9月定例会の常任委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、本定例会では、常任委員会に付託されました案件は、条例案件が1件と補正予算案件が1点、決算認定案件が5件、そして陳情1件の計8件となっております。

なお、補正予算案件につきましては、関係所管課のところで随時予算審査特別委員会、決算認定案件につきましては、決算審査特別委員会へ切りかえてそれぞれ審査を行うことになっております。

各委員各位におかれまして、慎重なる審査をお願いいたしますとともに円滑な進行にご協力くださいますようお願い申し上げまして、私のあいさつといたします。

それでは、ただいまより、総務企画常任委員会を開会いたします。

次第により順次進めてまいりたいと思います。座らせていただきます。

企画部の審査 午前10時00分

山本委員長 初めに、企画部、片桐企画部長からごあいさつをいただきたいと思います。

片桐企画部長 (挨拶。)

議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、これより企画部企画情報課の審査に入ります。

企画情報課案件の付託案件はございませんので、これより予算審査特別委員会(第一分科会)に切りかえて審査をまいります。

議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

藤田課長。

藤田企画情報課長 (議案第70号について説明。)

山本委員長 説明が終わりました。

それでは、ここにつきまして各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

特にございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等ないようですので、終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきも

のことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

議案第70号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

山本委員長 それでは、ここで、決算審査特別委員会第一分科会に切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

藤田課長。

藤田企画情報課長 （認定第1号について説明。）

山本委員長 大変ありがとうございました。

企画情報課の説明が終わりました。

委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

玉野委員。

玉野委員 41ページ、数値的なことでないんですけども、まだ全体がつかめなかったんですが、下から6行目に那須地区ふるさと市町村圏基金、これについて概要とか歴史とか、那須地域ということのどの辺を指してどうなのかということを概要で結構なんですけれども、イメージとしてとらえたいものですから。

山本委員長 課長。

藤田企画情報課長 この基金につきましては、那須広域行政事務組合の当時7市町村、合併前でございますので、7市町村で造成した基金でございます。基金の総額につきましては、20億円という

ことで、県が10億円、大変申しわけございません、失礼しました。総額10億円の基金ということで造成しております。

その果実運用ということで、当時はやはり相当の利子がありましたので、その果実を使って各市町村の個性あるまちづくりというようなことで、例えば花いっぱい活動をやったりとか、そういうものに果実を運用して使っていたと。まちづくりを推進していたというようなところでございます。

議員ご承知のとおり、今年度の3月をもって基金を廃止して財産処分をしました。それに基づきまして、元本の返還あるいは利子相当分の返還があったというようなことでございます。

大変雑駁ですが、以上でございます。

山本委員長 よろしいですか。

玉野委員 はい。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

若松委員。

若松委員 歳出の件なんですけれども、64、65ページの中の。

山本委員長 64ページ、65ページになります。

若松委員 1項9目の中の30事業の中の一番下、地域イントラ光ファイバー電柱共架、これはどういう、かなりの金額になるんで電柱に対しての使用料というか、貸し代をもらうのだから、これが同じように65ページの今の説明の中のやはり地域情報化推進費、60事業の中の下から2番目ですか、光ファイバー電柱共架ということで出ているんですけども、これはどういうあれなのか、ちょっと確認なんです。

山本委員長 藤田課長。

藤田企画情報課長 議員ご承知のとおり、職員間の情報共有を図るために、各施設間について光ファイバーをもって情報のネットワークを形成しています。それは光ケーブルなものですから、それ

ぞれ東電とか、N T Tの電柱を借りて添架している。要するに架空でその電柱とかに光ファイバーをはわせてネットワークを構成しているということですから、東電とかN T Tの柱を借りなくちゃならないということで、その借りている柱の本数が862本あります。大変失礼しました。N T Tが862本で東電が2,437本でございます。その借りるお金というようなところで415万1,578円が支出されているというようなことでございます。

山本委員長 若松委員。

若松委員 1本単位で計算するとどのくらいになるような感じですか。

黄木情報管理係長 1本当たり年間1,260円になります。

若松委員 1,260円を毎年払うんですか。

黄木情報管理係長 毎年です。

若松委員 了解しました。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますでしょうか。

もし関連でこのページについてあればそちらから伺いますが。

植木委員。

植木委員 63ページなんですけど、事業名は731指定管理者制度運営事業のここの中の委託料で、指定管理者公募団体経営状況調査業務ということで、35万7,000円をお支払いしているわけですけども、この公募団体はどの程度を見たのか、何日程度調査にかかっているのか。それと税理士は1人なのか、毎年同じ方をお願いしているのか、その辺のことをちょっとお伺いします。

山本委員長 課長。

藤田企画情報課長 こちらにつきましては、税理士の先生は大場監査委員さんをお願いしたということです。

山本委員長 大場監査委員。

藤田企画情報課長 大場監査委員をお願いしたんじゃないなくて、大場税理士をお願いした。

それで、計数としては合計につきましては17件について経営状況を審査していただいたというようなことでございます。

〔「どの程度かかる」と言う人あり〕

藤田企画情報課長 単価につきましては、1件2万円ということなんです。

山本委員長 植木委員よろしいですか。

植木委員。

植木委員 そうすると、毎年というか、いつも指定管理者を公募するような状況になった場合にはこの内容が出てくると。税理士さんについては今回の年度については大場税理士さんに頼りだけでも、場合によってはかわることもあるかもしれない、そういうことでよろしいんでしょうか。

山本委員長 課長。

藤田企画情報課長 今のところは大場税理士さんからほかの人ということは予定しておりませんが、状況によってはかわるということも十分あり得ると思います。

山本委員長 植木委員。

植木委員 わかりました。

もう一点なんですけど、65ページ、601事業の一番下に工事請負費で情報管橋梁支持材設置とかということで40万5,300円出ているんですけど、どういものなのかちょっと概要を説明していただければ、何か文章だけじゃちょっとわからないものですから。

山本委員長 課長。

藤田企画情報課長 これについてはわかりやすくいってしまいますと、市庁舎のわきにまかされている橋でございますね。それで去年下部工が終わりまして上部工ということでけたをかけたわけなんですけれども、そのけたに管路を支える支持材とい

うんですか、管をそのまま通すわけにいかないんで、それを支える支持材というものを設置したというような内容の工事だということです。

植木委員 わかりました。ありがとうございます。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

じゃ、1ついいですか。

議事かわります。

同じ64ページなんですけど、財務会計システム管理費の中に予算執行計画書の作成業務の追加業務をしたという部分なんですけど、予算執行計画は、こういうものが予算ですよ。その追加業務というのはどういうものなのかについて。

藤田企画情報課長 細かいところになりますので、担当課のほうから説明させていただきます。

黄木情報管理係長 システムは市政報告書とか予算執行計画書をつくるために、今ある財務会計システムでやっておりまして、申しあげましたようにここに予算書ありますけれども、財政課のほうで実はやったものであって、我々も細かいことを聞いておりませんので、申しわけございません。

山本委員長 了解です。わかりました。

かわります。

ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 よろしいですか。

副委員長。

平山副委員長 ページ36ページの収入で寄附金の中のふるさと寄附金なんですけれども、これは違う件なんですけれども、これに対しての何かお礼というか、そういうのもあるんでしょうか。

山本委員長 課長。

藤田企画情報課長 お礼につきましては、申しわけございません。係長のほうからちょっと説明すみません。

山本委員長 係長。

高久企画政策係長 寄附いただいた方にふるさと市民カードというものをお配りしまして、このカードで市内の観光施設を市内の皆様と同じ料金あるいは食べ物とかお買い物をするのに優待券、そういったものをお配りしております。

山本委員長 平山副委員長。

平山副委員長 金額にすると大体幾らなのか。ふるさと市民カードというのをいただくわけですよ。それを持ってお買い物するときに、金額、1枚幾らとかとあるんですか。

山本委員長 係長。

高久企画政策係長 このカードの趣旨に賛同していただいて、市内の観光施設であり、旅館の方々でありという協力を得てやっているところがございますので、このカードを発行するシステムは、前につくったものがあるのでそれをお配りして、それぞれの協力店が例えば割引をしていただけたとか、お泊まりいただいたときにお酒をサービスされるとか、そういったようなサービスを提供しております。

山本委員長 よろしいですか。

平山副委員長 わかりました。すみません。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等はございますでしょうか。

磯飛委員よろしいですか。

磯飛委員。

磯飛委員 さっき説明の中でまず若松委員が電柱等々の賃借料で幾らという質問をしました。それに関連してなんですけど、逆に収入のほうで新しいケーブルの収入、今度は貸すほうの収入があったんですけども、それが見つからないでいま探していたんですけど、それについての単価というのは、借りる料金と貸す料金の単価というのは。

山本委員長 黄木係長。

黄木情報管理係長 事業そのものを説明いたしません。こちらの601事業でやっておりますのは、板室地区、高林地区が民間によって光ケーブルは整備されない地区であったものでありまして、市のほうでこれを整備してN T Tに貸し出してサービスを提供してもらっています。

先ほど若松委員からご質問がございましたように、ここではやはり電柱を借りて我々光ケーブルを借りています。この賃借を我々が払っています。N T Tに施設の貸出料は契約数にして入っています。単価にすることがちょっとできないんですけども、プラス・マイナスゼロかと言われれば、マイナスというのが現状です。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 もしわかっていたら結構なんですが、マイナスというのはどのぐらいの差額が出ているかは。

山本委員長 課長。

藤田企画情報課長 先ほど言いましたように、電柱につきましては1本1,260円、出すのは出すんです。入りのほうにつきましては、1契約515円ということになってございます。

山本委員長 よろしいですか。

磯飛委員 いいです。

山本委員長 若松委員。

若松委員 62ページの野岩鉄道鉄道安全性向上トンネルの修繕という説明が先ほどあったんですけども、これはどのトンネルなんだか、聞きたいんですけども。

山本委員長 課長。

藤田企画情報課長 こちらにつきましては、野岩鉄道を川治温泉というところの駅があります。そこから川治湯元という駅があります。その間に約2 kmあるんですが、カツウサントンネルというのがございます。カツウサントンネルというのが

ございまして、そのトンネルを指しております。

工事の内容は何かといいますと、そのトンネルの中に要するに水がわいてしまいまして、線路の下に砂利を敷いてクッションのように、枕木の上に砂利を敷いてクッション材を敷いていますよね。その石が流されちゃったんですね。その関係で要するに線路が幾らか変異してしまったというようなところでその湧水を受けるための排水し施設をつくることと、あとはその石をもとに戻す復旧工事というようなそんな内容になっています。

山本委員長 若松委員。

若松委員 そうすると、トンネルの中に湧水が出ていることですよね。

藤田企画情報課長 おっしゃるとおり。

若松委員 結局はそのまま修繕してもまた同じことが繰り返される可能性があるということですか。

山本委員長 課長。

藤田企画情報課長 先ほど説明したとおり、その湧水そのものをとめるという話になると、かなり大々的な話になってしまいますので、湧水した水を効率よく排水施設をつくって、外に出すというようなところで、排水設備をつくったと、あるいは修繕したというようなところになります。

山本委員長 若松委員。

若松委員 そうすると、湧水のもとを絶たない限り安全性というのはどうなんですか。あとこれはいつごろトンネルが工事されたんだかわかりましたら。

山本委員長 課長。

藤田企画情報課長 工事につきましては、21年、22年、23年の3回で工事をしているという状況でございます。その湧水のもとにつきましては、若松委員ご指摘のとおり、もとを絶てば一番いい話なんですけど、現実的にトンネルの中の話なものですから、漏れているところをどうやってシーリン

グしていくかという話になると、要は全面的に例えばシートし直したりとか、あるいは場合によっては別のルートを探さなくちゃならないとかというような相当大規模なものになるというようなところから、出た水を効率よく排水するような施設を整備して、当面をしのいでいるという言い方は正しくないかもしれませんが、とりあえずの修繕内容としたというのが実態でございます。

山本委員長 若松委員。

若松委員 そうすると、今現在そこ使用されているんだと思うんですけども、安全性については保障できるんですか。その状態で。

山本委員長 課長。

藤田企画情報課長 100%と言われると私も何ともあれですが、現実的な話としまして、湧水を効率的に排水することによって、今まで流れていた碎石も流れていませんし、一定の安全性は確保されたものだというふうに判断しました。それが私みたいな素人が判断するんじゃないくて、鉄道事業者が要するにそういう方法でやったことによって、現状を確保できているんで、安全性は確保されたというもとの運転をしているというような理解になるんだというふうに思います。

山本委員長 若松委員。

若松委員 その辺なんですね。例えば去年の3.11の地震災害の場合の問題で、また湧水が多く出たとかという問題はないんですか。

山本委員長 課長。

藤田企画情報課長 そこら辺についても3.11の前と後で湧出量の実態調査も野岩鉄道としてはしているというふうに思います。その中で変化がないというようなところでの報告を受けているというのが現実でございます。

若松委員 了解しました。

山本委員長 ほかにご質疑、ご意見等ございます

でしょうか。

平山副委員長。

平山副委員長 先ほどの続きなんですけれども、すみません。ページ36ページの16款2項の売払収入ですが、36ページの16款2項のところ売払収入のところですか。これについて内容をお聞かせいただきたいんですけれども。

山本委員長 課長。

藤田企画情報課長 こちらにつきましては、先ほどもご説明させていただきましたが、リース期限が切れちゃったパソコンを、台数としては267台あるわけですが、これについて要するに専門で廃棄する業者あるいは再利用する業者がいますので、そちらを対象にして入札に付したところ34万4,925円の落札額をもって267台を引き受けていただいたという内容でございます。

山本委員長 よろしいですか。

平山副委員長 大型車両1台分のこれ、違う、ごめんなさい。わかりました。

山本委員長 ほかにご質疑、ご意見等ございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、質疑、ご意見等終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

認定第1号 平成23年度那須塩原市一般関係歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 ご異議なしと認めます。

認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

それでは、次にその他に入ります。

その他ということで何か委員の皆様ございますでしょうか。ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 執行部の皆様は何かございますか。

部長。

片桐企画部長 情報提供ということでさせていただきますきたいと思います。

企画情報課所管のものについて、首都機能バックアップキャンプ那須構想プロジェクトチームで研究しておりましたけれども、このたび中間報告というのがまとまりまして、今度の全協のときに議員の皆様はその辺のところの内容をお示しいというふうに思っております。

あともう一点ですけれども、クラウドコンピューティングということで、6月の議会に松田議員のほうから質問等もございましたけれども、これらについては、導入について検討をしているところなんですけれども、いろいろな財政的な面もいろいろ考慮して、共同で何とかできればということで、今、大田原市、那須町に声をかけまして、共同でちょっと研究しないかという話で、方向性としては一緒にやろうかというようなことになってきましたので、これから具体的にどういうことを研究していくかというようなことで取り組みが始まったということで、情報提供ということでさせていただきますきたいと思います。

これについては、定住自立圏構想の中でも似たようなことが取り込まれるかもしれませんので、そのときはそちらに吸収されるという可能性もあるんですけれども、とりあえず3市町で共同研究してみないかということで始まるということでお知らせをしたいと思います。

山本委員長 ありがとうございます。

その他ということですので、ほかにございますか。

磯飛委員。

磯飛委員 今の報告についての質問というか、説明を求めても大丈夫ですか。

山本委員長 いいですよ。どうぞ。

磯飛委員 すごく簡単なことですが、クラウド何とかかんとかという中身は松田議員も6月の定例議会でやっていたんですけれども、忘れちゃったんで、中身を説明してもらえればと思うんですけれども。

山本委員長 課長、お願いいたします。

藤田企画情報課長 せっかくですので、担当係長が見えていますので、細かいところを知っていますので、そちらから説明させていただきます。

山本委員長 黄木係長、どうぞ。

黄木情報管理係長 クラウドコンピューティングというのは、コンピューターの使い方をあらわす用語です。

現在我々の情報系基幹系システムを大きく使っていますけれども、ほとんどのサーバーが西那須野支所でございます。そのサーバーの上でプログラムを動かして職員が持っている端末、パソコンですね、これで仕事をしているわけでございます。

クラウドコンピューティングは、自分らで持たないで、本当にどこかのデータセンターみたいなところに大きなサーバーがございまして、そこでプログラムを動かして、それを我々がインターネ

ットか専用回線で見に行って仕事をすると。その大きなサーバーというのは、我々だけではなくて、どこかの自治体も使っているかもしれない、民間業者も使っているかもしれない。そういう使い方をクラウドコンピューティングといいます。

今後こういう使い方がコンピューターの使い方の主流になるだろうということで、総務省のほうも後押ししていますし、我々のほうも普通に比べてできるだけ安く、しかも安全性を高めて採用できないかということで検討をしております。

よろしいでしょうか。

山本委員長 磯飛委員、よろしいですか。

磯飛委員。

磯飛委員 そうすると、現在は西那須野支所のサーバーを使用しているということで、本庁なんかのコンピューターも西那須野サーバーを使用しているという解釈でよろしいんですか。

山本委員長 係長。

黄木情報管理係長 そうですね。主なサーバーはすべて西那須野にございまして、先ほど電柱共架のときに質問がありましたイントラケーブル、あれで全部西那須野につながっています。一部例えば、みるメールという皆さんに電話を発信するサービスがございましてね。このものとか、幾つかについては、もうクラウドを先走りですけれども、そのウイルバスターが外に置いたサーバーで仕事をしているものも幾つかございます。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 そうすると、外のサーバーの大きいものという説明、例えば黒磯地区だと那須インフォさんとかそういったところが持っているサーバーを活用するという。

山本委員長 係長。

黄木情報管理係長 那須インフォさんもサーバー

を持ってありますけれども、規模からいうと小さいので、我々は実際、那須インフォさんのサーバーをホームページ関係とかで使わせていただいております。

例えばもっと大きいNTTが大きなデータセンターをつくったところに家1個分が入るサーバーとか、そういうものを想像していただければと。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 場所的にどの辺で持っている会社さんになるんですか。

山本委員長 係長。

黄木情報管理係長 仕事によって分けたいと思っています。基幹系、要は住民の方の氏名とか個人情報、それから財産情報についてはどこにあるかわからないというんじゃないで、我々が把握できる場所、受託する会社によって違うと思うんで、把握できる場所に置いてもらおうと思っています。特に情報系、仕事で使うようなものですね。これは個人情報とか含まれていなければ、そんなに厳しくする必要はないんで、民間業者がどこかに置いたものを使っても構わないんじゃないかと思っています。いずれにしろ今の段階ではどこにあるというのは言えないです。

先ほど言った、みるメールについては岐阜県にあるデータセンターにつながっています。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 最後に言うと、しつこいようで、3市町で共同で今研究を進めて、共同で活用、使用していくということによる経費の低減というのは図られるということがあって、3市町でやっていくというお考えなんですか。

山本委員長 係長。

黄木情報管理係長 その目的でやっております。できるかどうかはまだわかりませんが、経費節減を目指しています。あと先ほど言ったよう

に複数の自治体がシステムを使うんですね。1つの自治体が使おうとしたとき、こういうふうに変えてくれと言っても、ほかの自治体を使うから変えられませんか断られちゃうかもしれない。複数の自治体でこういうふうに変えてくれと言えば、それじゃ一般的な要求だということだただで直してくれる。そういうような効果も期待できるんじゃないかということで、ほかにも何か期待できることがないかということでいろいろなことを考えながら研究したいと思っています。

山本委員長 よろしいですか。

ほかに。もし今の件で何かございましたら。

片桐企画部長 できるかどうかわからないんですけども、とりあえず研究をさせていただくということで。

山本委員長 大変ありがとうございました。

それでは、その他ということで説明をしていただきましたが、これで企画情報課の審査を終了したいと思います。

大変お疲れさまでございました。

それでは、ここで10分休憩ということで、暫時休憩といたします。

11時から再開したいと思います。よろしく願いいたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

山本委員長 今回、市民協働推進課関係の付託案件がございませんので、これより決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査をいたします。

認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

大武市民協働推進課長（認定第1号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、委員の皆様から質疑、ご意見等お受けいたします。

玉野委員。

玉野委員 94ページ、一番下、経済センサスについて説明がありましたけれども、もう一度お聞きしたいですね、5年に1回基準日とありましたけれども。

それから、これに関してまとまったものがあるんじゃないかと思うんですが、それを見たいんですが、お願いします。

山本委員長 課長。

大武市民協働推進課長 まず、まとまったものということですが、実は2月1日が基準日で5月に県のほうへ提出しております。もちろん、国全部で統計をとるものですから、集計してまだ成果品としては県を通じて市のほうへ来てはいないんです。集計中ということで成果品はございません。

〔「市内の調査の6,000とか言っていますが、対象は、件数」と言う人あり〕

大武市民協働推進課長 それは、調査項目としてはもちろん。対象は6,035件を対象に。

山本委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

山本委員長 ほかにご質疑、ご意見等ございますでしょうか。

玉野委員。

玉野委員 ごめんなさい。いつごろまとまってくるまではわかっているんですか。

大武市民協働推進課長 詳しい内容については、織田統計係長 経済センサスについてなんですけど、これまでいろいろなサービス業から工業統計調査、そういったいろいろな調査がありまして、そういったものを全部一つにまとめて、産業関係の統計調査をしようということで、新しく始まった統計調査です。その1回目がかとし2月1日の基準日ということで実施をしたものです。

今後、まだちょっと集計の結果という予定なんですけれども、いつごろにどういった集計を公示しますというようなそういったものはまだ来ていないんですけれども、一番最初の日本全国の事業所数、従業員数みたいなのは一番最初に出てくると思います。それ以後につきましては、細かい項目、そういったもの全国の集計が終わった段階で、その都度、公表されるという形になっているものですが、今の段階でいついつまでにどういった統計書ができ上がりますということまでは、断言できないような状況なんですけれども。

山本委員長 玉野委員、よろしいですか。

玉野委員 はい。

山本委員長 ほかに。

若松委員。

若松委員 170ページの1項1目。

〔「ちょっと声小さいです」と言う人あり〕

山本委員長 170ページです。

若松委員 元気がないんですみません。

1項1目です。労働対策費の中のふるさと雇用

再生特別事業の中の501事業、市民協働推進関係なんですけど、これの事業内容、先ほどの説明では委託料、国際交流課のほうにということなんですけれども、事業内容のほうがわかりましたらご説明いただきたい。

山本委員長 課長。

大武市民協働推進課長 事業内容ということなんですけれども、那須塩原駅前に去年まで外国人の地域支援センターというのを設置して、センター長1人と相談員2名を置いて、そこで外国人の相談をしておりました。

主に対応できる言語としてはポルトガル語、スペイン語、英語が多かったというふうな状況です。

実は、これ平成21年から23年度まで県の緊急雇用の特別事業ということで、県からの補助金といえますか、10分の10を基本的にいただいてやっていた事業であります。平成21年10月から始まって、相談件数でいいますと、平成21年は300件ほどの件数がありました。22年は500件ほどの件数があったんですけど、平成23年については188件と減ってしまったんですね。これは震災の関係もあって、外国人が簡単にいうと少ないということがあるかもしれませんが、そういった状況でした。

こういう件数の推移だったものですから、ちょうど県のほうの対策事業も終わるということで、このセンターについては、23年度をもって閉鎖しております。ただし、そのかわりに今度相談窓口が全然なくなってしまいますので、その分を今度相談する場所として西那須野支所の2階に若干規模は縮小して相談する場所を設けてございます。そこには相談員2名置いていますけれども、週に1回だけなんですけれども、そういった形で相談は受けられる体制は整えたというふうな状況です。以上です。

山本委員長 若松委員。

若松委員 そうすると、効果はかなり上がったんでしょうか。

山本委員長 課長。

大武市民協働推進課長 先ほど相談件数を言いましたけれども、トータルで1,000件まではいきませんでしたけれども、それだけの相談件数があったということで、具体的に外国人の相談を受けて、それがどのように生かされたかという統計がちょっとなかなかつかめない部分があるので、具体的にこういう成果が上がったというのは申し上げられませんけれども、相談件数、実績とすれば先ほど申し上げた相談があったというのが数字として把握できる部分でございます。

以上です。

山本委員長 若松委員。

若松委員 23年度に閉鎖して、24年度は西那須野支所の2名の相談員ですか、週1回ということで、経過的にはどのぐらいの相談件数になっているんですか。まだ始まったばかりだからあれなんですけれども。

山本委員長 課長。

大武市民協働推進課長 まだ今までの集計そのものが毎月やっていますけれども、これまでの実績とすれば、まだそんなには伸びていません。週1回というのもありまして、大体毎月数件程度でございます。ただ、場所が西那須野支所ということで、例えばあそこは教育委員会があって、学校の教育機関があるものですから、そうすると例えば外国人の子どもさんが転校してきたりとかという相談なんかは個別に、例えば学校教育課からいろいろ相談が来る。そういう市の職員がいろいろな部分で相談して、役に立っているというのがあると思いますけれども、まだ年度途中なので、具体的な数字としては集計しておりません。

山本委員長 若松委員。

若松委員 2名の相談員というのは、これは市の職員なんですか。

山本委員長 課長。

大武市民協働推進課長 いえ、市の職員ではなくて、そこにはこちら去年の事業で実際に支援センターで相談を受けていた相談員さんがお一人ともう1人、具体的にいうと市の職員のOBが1人、日本人です。もう1人の相談員は日系人なので、そちらのほうの方は語学が堪能ということで、お二人でやっていただいています。

以上です。

〔「ありがとうございました」と言う人あり〕

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

副委員長。

平山副委員長 ページ52ページ、自治振興の50事業、501事業で行政連絡員関係ですか、214人いたんですけれども、これは各自治会というか、人数が違う関係があるんですけれども、多くても少なくともあくまでも1人幾らとなっているんですか。山本委員長 課長。

大武市民協働推進課長 当然自治会の規模によって入っている世帯数が違うので、基準がございまず。その基準を申し上げますと、まず均等割として1自治会当たり、すべて年額ですけれども、4万円、それから班数割ということで、班の数によってそれぞれ変えています。5班以下が年間1万円、それから6班から20班までが2万円、20班を超えると3万円、それともう一つ、一番これが額的に大きくなると思うんですが、戸数割です。1戸当たり750円、1戸というか、1世帯というか、750円。例えば、そこに100世帯いれば7万5,000円というような計算、そのような積算基礎で計算して、割り出してという内容です。

以上です。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

議事かわってください。

平山副委員長 わかりました。

委員長。

山本委員長 62ページになります。車座談議の推進事業、61事業についてなんですが、車座談議14地区、公民館などあると思うんですが、これの運営交付金が14地区だということで、1地区は運営をしていなかったのかあるいは申請しなかったのか、その辺の説明と。

下に事業が7地区書いてあるんですが、この辺の事業に関しては花を植えることから、掃除あるいは花壇を整備するか、花を植えるみたいなものが多いんですけども、地域事業の公募の事業についての市としてのイメージは、これ以外に何かもっと持っているのかどうかについてお伺いしたいんです。

平山副委員長 課長。

大武市民協働推進課長 まず、運営交付金が15あるのに14だよという話ですけども、実は1地区、申請がなかったといいますか、具体的に言うと、鍋掛地区の車座談議です。鍋掛関係は、22年度はちゃんとといいますか、申請もしてお支払いしていて、活動していないというわけではないんです。ただ、たまたま23年度中は交付金をもらうような活動がなかったということで、現実的にはちゃんと組織して活動はしておりますということで、1地区抜けて14地区という結果になっています。

それともう一つ、地域事業交付金等のイメージというお話ですけども、特段市としてはこういうものがないとか、こういうものじゃだめとかというのはなくて、市の地域担当も入っておりますので、あくまでも地域としてどういう課題があるのか、その解決に資するものというふうな考えでございまして、地域担当職員が車座で内容につ

いては考えていただくということでございます。

もう一つ、市のほうとして考えているのは、市民協働という視点からいうと、どういう事業をするかももちろん大切なんですけれども、その事業をするまでの過程といたしますか、こういうことでみんな協力してやっていくんだよ、そういうところも一つの事業になるかなというふうにも考えておりますので、そういうことで特にイメージとして市からこういうものというような形で押しつけといいますか、特段モデル的なこうじゃなくちゃだめとかというものは出しておりません。

以上です。

平山副委員長 委員長。

山本委員長 今事業交付金のほうはその地区で決めていることでしょうし、わかりました。

先ほどの1地区、鍋掛地区がないということなんですけど、普通に考えると今までどおりやっていたら多分車座で交付金が出るものだと思っています。鍋掛地域は特別人がいなくなっちゃったわけでもないでしょうし、大きな地区ですし、運営をしているんでしょうしということと、何か特別事情でもあったんでしょうか、どうしても気になるんですけども。

平山副委員長 課長。

大武市民協働推進課長 担当係長から答えさせます。

阪本市民協働担当 鍋掛地区は実は震災の影響をちょっと大きく受けていまして、地域的に車座をやっている状況じゃないような雰囲気になったそうです。もともと車座は、運営交付金につきましては、塩野区がずっとできないんですね。塩野区が来てはあったんですが、昨年度におきましては震災の影響でなかなか車座を頻繁に開催できない事情がありました。今年度はまた通常に戻りましていろいろ課題解決に向けて協議なさっています。

山本委員長 了解いたしました。

議事に戻ります。

若松委員。

若松委員 委員長の引き継ぎでちょっと質問したいんですけども、この7地区の事業の内容なんですけれども、これは毎年同じような事業内容で進めているんですか。毎年違うんですか。

山本委員長 課長。

大武市民協働推進課長 事業内容については、やはり各地区で決めてもらう、それでやっているわけなんですけれども、地区によっては例えば一つの大きな事業を年次計画でやっている地区もありますし、あるいはことしはここを重点的に、来年はこういう事業を重点的にという地区もありますので、それはいろいろだというふうに把握しています。

以上です。

山本委員長 若松委員。

若松委員 そうすると、なぜそんなこと聞かないかというと、東那須野地区、東那須野公園スイセン、多分、藤田市長の時代からスイセンを我々ボランティアで出てやっていましたよね。それが現在まで続いているんだかどうかわからないんですけども、これは金額的にいくと、我々この前申請してもらった金額はすごい金額が出ているんですけども、物すごい金額なものですから、そうするとこれに監査というか、きちっとした現地調査をしたり、そういうお金の出どころなどの報告というか、きちんとされてるんだかどうか、それをちょっと聞きたいんですけども。

山本委員長 課長。

大武市民協働推進課長 当然実績報告を出していただいて、写真なんかも添付してもらっていますし、事後の調査というのもきちんとやっています。

特に東那須野地区の場合は、公園をやっているんですけども、面積自体が大きいというような

ことで、あそこの場合は場所、区画を区切って、年次計画を立ててやっているというふうに聞いてはおります。

以上です。

山本委員長 若松委員。

若松委員 現場を見たときにどう感じましたか。年次計画でやっているというのは、長年やっていると思うんで、じゃ例えば去年はこういうことをやって、その前の年はこうと、形のもので出てきたのかなど。スイセンというのは、そんなに球根があって出てくるんですよね。それにこれだけの金額が入るといのはすごいと思うんですけども、その辺の現地調査をしたり何かすべきなのかなと思うんですけども、どうなんでしょうか。

山本委員長 課長。

大武市民協働推進課長 もちろん、1回植えたところをまたいじり直してということはしていないと思いますし、また当然市の地域担当職員も入っていますので、その辺については間違いなくというか、やっているというふうに私のほうでは認識していますけれども。

山本委員長 若松委員。

若松委員 情報になるかもしれないんですけども、やはりこれだけの事業をやるんですから、職員みずからどこまでやったんだとか、どういう形なんだかというのは、やはり向こうから添付されたものだけで納得するというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと私は思うんですよね。なぜかという、いろいろなボランティアに拡大しているんですから、呼ばれると。連れていって、ボランティアでやっていくんですから、その辺が去年とことしの違いとかもあると思うんですね。

今回同じ協働でも違うもので提出したときの書類の大変さ、それとそういうものもあるものから、車座もできればそのままずっと継続的にや

っているのかなと、その不満点があったものですか、どうなんですか。

黒磯駅前にしたってそうですよね。かなりの金額が出ているんですよ。そうすると、私が見たらびっくりするものね。私らがやっているところなんてこんなものじゃないと思う、面積が。その辺どうなのかなと思うんですよ。すごい金額ですよ、これ。

山本委員長 もし金額の算出などについても説明できるのであれば、それも含めて課長、お願いいたします。

大武市民協働推進課長 算出の根拠まで今持っていないので、すみませんけれども。

山本委員長 阪本係長から。

阪本市民協働担当 90万円の内訳は、70万円ほどが球根代ですね。毎年7,000株程度植えまして、たしか現在、六、七万株ぐらいの数字になっているんじゃないかというふうに記憶しています。プラス整地代とか参加者への軍手代、ジュース代、それで大体90万円ほどです。

山本委員長 若松委員よろしいですか。

若松委員。

若松委員 私が東那須野公園つくるときにはずっとやっていたものです、毎年。いろいろなボランティアが出て、我々議員もそうです。去年はここまでやったから、ことしはここをやろうとか、図案を引いて、やってきた記憶があるんですけども、そんなにやれる場所とかあれがあるのかなと思うと、それで今説明がありましたように、今度の市民協働型で提案したのがジュース代は出ないですよ、我々には。弁当代も出ないんですよ。それとは別かもしれないけれども、それはここに出るといふんだから、すごいと思うんですけども、その辺はどうなんですか、その分け方。

山本委員長 課長。

大武市民協働推進課長 ジュース代が出ないというのはあれなんですけれども、ジュース代については支援事業のほうも全くだめということではなくて。

若松委員 実際にカットされているんですよ、申請したとき。

大武市民協働推進課長 カットはしていないと思うんですけども。

若松委員 これとこれはあれですけども、実際、あとは自腹で自分らの持ち金でやってくださいということで、本当にカットですよ。この辺はきちとしてないと。

大武市民協働推進課長 その辺は当然整合性を図っていかなくちゃならないというふうな認識は持っています。

今すぐの話ではなくて、実は車座のほうは今3年周期で始まってからずっとやっていたんですけども、今回3回目なんです。24、25でやる予定をしているんですけども、ただもう一つのほうでは、ご承知のとおり支援事業のほうが始まっていますので、それと今並行してやっている。

何でかという、車座のほうは新しい事業が始まったからといって、継続事業を組んでやっているのを途中でぽつと切るわけにはいかないものですから、こちらの車座のほうは24、25年はとりあえず続けていきますので、継続してきた部分もあるので、それは続けてもらう。ただし、それ以降については、新しく始まった支援事業のほうと併合する方向で現在計画はしております。

そういうふうな形で一本化して整合性を図っていきたいという考えです。

山本委員長 若松委員。

若松委員 了解。

仕方ないんですけども、それもこれだけの金額で植えるんですから、というのは塩原町のクリ

ーン作戦、これは年何回やるのかわからないんですけども、そういうものの内容もやはり現場を見た結果、来年度の反省点になると思うんですね。それがだめだというわけじゃないんですけども、それに肉づけしていいものをやっていって、それを見本にして、じゃうちの地域でも車座のときに参加しようよというような盛り上がりをつくるべきだと思うんですけども、その点はなんですか。現場を見てもらわないと思うんですけども、もしあれでしたら要望で結構ですけども、そういうふうな形でガソリン代も上がって申しわけないんですけども、リッターちょっと上がっていますね。

山本委員長 課長。

大武市民協働推進課長 もちろん、ただ机の上だけで、書類だけの審査ということではありませんで、現場にもできるだけ足を運んで、現地を見てということで考えておりますので、その辺は十分心してやっていきたいというふうに考えております。

山本委員長 ご意見とご要望で。

ほかにこの件につきまして何かご意見があれば。

玉野委員。

玉野委員 その話もいいかなと思いますが、統合して一本化していくということから、その中のことなんです、それを聞く前に、私はこの車座談議というのは、単年度予算なのか、通年の予算なのか、これは大体3年周期の3回目ということになりますから、横のつながりが出てきましたけれども、この各地域のやっていることが1つのピースですよね。あるピースと整合性が将来参画のあとにはこういうイメージの町とか協働とかというのは相互にだれものピースとトータルして共有して持っているのか、ピースはピースだけなのかというその辺なんです。小さなものが集まると

豊かなこれになるとかということの上で使っているのであれば、いつか球根が膨らんでなって、町全体がこういうイメージを共有していて、私たちはこれで頑張っていますということなのか、トータルなイメージをだれがどうして提示しているのかというのが私は今見えないんですが、その辺はどうなんですか。

山本委員長 課長。

大武市民協働推進課長 協働に対する全体的なイメージ、共通のイメージというお話なんだと思うんですけども、実は確かにそういうところは今まであった部分はあるとは思いますが、その辺を市として統一した考え方で進めたいということで、今進めているのが去年つくりました協働のまちづくりの指針というものを去年つくって、それに基づいてみんなでやっていこうというところを今進めているわけなんですけれども、今度はことしそれを少しでも具体化するために、今検討していますけれども、庁内では行動計画というのをつくるのがまず1つ。

それと、各地域なり何なりでいろいろなNPOとか、自治会とかがいろいろ、ばらばらでという語弊がありますけれども、それぞれの思いがあって、それぞれの協働事業をやっている。それをできるだけどこかでまとめるような組織ができないかということで、協働のまちづくりの推進協議会という組織もつくりました。

そういったところで、今までそれぞれやっていたそれぞれの団体を横のつながりというんですか、そういったものをとっていただくように今後団体の集まりといいですか、そういったものもいろいろ交流会みたいなものを検討していきたいというふうに考えておまして、その辺は今ちょうど今進行中といいですか、やっているところでございますので、これについてはもうちょっと時間をい

ただければ、だんだん目に見える形で進むのかなというふうに思っております。

以上です。

山本委員長 玉野委員よろしいですか。何かあれば。

玉野委員。

玉野委員 達成しそうなんだけど、例えば今のバイオマスとかを生かそうとありますけれども、町の中でもたくさんいると思うんですね。お年寄りとか、そういうこともみんなでバイオマスにしようとか、そういうテーマを一つ投げかけていけば、若い人が手伝うとか、私のところは困っているんだということがつながるんじゃないかと思うんで、ちょっと余談のほうにいっちゃいますから、この辺で終わります。

山本委員長 課長。

大武市民協働推進課長 言葉、一つのテーマを決めてというような考え方もあると思うんです。今は支援事業、ことしから始まったばかりなんですけれども、今の時点ではそれぞれの市民提案型ということで、それぞれの団体が好きな事業といいますが、やりたい事業を提案して持ち寄ってくるというような支援のスタイルでことしはやっていきますけれども、考え方をちょっと逆にして、市からこういうテーマに絞って、こういう支援事業を考えてくれというようなやり方も一つの支援事業とすれば、もちろんそういった考え方もあるものですから、今後場合によってはテーマが絞られてくれば、そういったテーマをこちらから投げかけて、それに対する皆さんのお知恵をかりられるような支援事業のあり方もあるというふうには考えています。

山本委員長 玉野委員。

玉野委員 今の発言で、そういう投げかけてくれた上で地域がやれるとかやれないとか、そういう

力、トータル的なテーマをぜひ投げかけてほしいなと思います。

山本委員長 要望ということでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

山本委員長 植木委員。

植木委員 いろいろ聞いていたんですけども、車座談議推進事業というのは、多分、前栗川市長の選挙公約で出てきた事業だろうと私は認識しているんですが、それを現在までやってきて、先ほどのご答弁だと24年度、25年度ぐらいは続けてやるけれども、その後は支援事業を一体化していくような方向性的な発言と受け取れましたけれども、そのような状況に進んでいくということは、この車座談議事業ということではなくて、市の提案型の支援事業あるいは市からのテーマをある程度絞って事業を各地域でやっていただけたらとか、そういうふうな内容に変更して展開していく可能性が大である、こういうことの認識でよろしいですか。山本委員長 課長。

大武市民協働推進課長 その辺が市の考えだけで、今までせっかくなかなかできてきた車座談議ですから、市から一方的にやりますよ、決めましたよというふうなやり方もなかなかできませんので、その辺については車座の代表者の方とか、地域担当職員とかによく相談してから、今後詳しい点については、決めていかなくちゃならないというふうには認識しています。

山本委員長 植木委員。

植木委員 当面、24年、25年度は、今までの車座談議として各地域の事業の申請の内容によって認められるものであれば予算をつけて、その地域の活性化あるいは地域の交流を図ってもらいたいということでよろしいわけですね。

その2年やっていく中で、市民協働型の支援事業とどういうふうなマッチングをさせていくか、

そういうことはあわせて2年の中で検討していきたいと、こういうふうな考え方でよろしいですか。
山本委員長 課長。

大武市民協働推進課長 ええ、委員さんおっしゃるとおりでございます。

〔「わかりました」と言う人あり〕

山本委員長 この件について。

磯飛委員。

磯飛委員 事業の交付金の状況を見ますと、私が住んでいる地区の南地区が90万6,000円ということで、非常に活発な活動をしている地域であります。そのような中で、私も半分ぐらいアドバイス参加させてもらっている状況なんですけれども、そのような中で今まで活動した中でいろいろな事業はやってきたんですけれども、地域の参加者の一番のこの事業に対して得たものは、職員とともに活動ができたこと、市の職員と身近に接することができたこと、それを一番感じているという話を聞いております。今までは、えてしてこの事業に入る前は、役所へ行って事務的なことをやってきただけであって、職員とともに活動できたということが一番の収穫だと、まさに協働のまちづくりのもとになっているという声を聞いております。

そのような考えを持って、事業をやってきたわけなんですけど、決算審査から外れた場合は注意してください。

山本委員長 大丈夫です。

磯飛委員 ちょっと確認したいんですけれども、この事業の内容を見ると、皆さん事業そのものが具体的にものをつくったり、花を植えたりしているんですけれども、これは質問になります。ソフト的な研究をして、それをまとめたものに対してこの事業交付金というのは該当するかどうか、まず確認したいんですけれども。

山本委員長 課長。

大武市民協働推進課長 もちろん、地域の課題とということですので、必ずしもハード事業には限りません。ソフト事業ももちろん入ります。

委員さんおっしゃっていただいたように、今でき上がったその成果を期待する部分ももちろんありますけれども、そうじゃなくてその過程、今おっしゃっていただいた職員と一緒にやった、みんなで作った、そういうのが一つの協働のまちづくりの方向性だというふうに考えていますので、ハード事業に限らずソフト事業ももちろん対象にはなります。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 ということ、今まで6年ぐらいですが、これ3年2期やってきまして、具体的な事業を職員とともに、相談しながらやってこられたもののその活動経過というものを活用しながら、職員とともに、その地域内の今後のこれからの課題というものを出して、それをどう解決していくかというような段階に持っていくことも、ただ花植えだけではなくて、そういったことも協働のまちづくりのもとになるという思いもあるものですから、内容的には公共交通、これからの高齢化社会に対して、あの地区の公共交通はどういう体制をつくったらいいかというようなイメージをつくって、市のほうに提案したらどうか。それには先進地の研究視察、そういった事業費もかかるものですから、今確認した上で、地域に戻って助言しようかなと、この車座の活動に助言しようかなと思って、今お尋ねしたわけなんですけれども、そういったものも該当するという解釈でよろしいということですね。

山本委員長 課長。

大武市民協働推進課長 対象になりますということです。

山本委員長 ほかにございますか。

関谷委員。

関谷委員 すみません、大トリの後に申しわけない。

決算審査と余り若干ずれ始まっている部分で、その他で聞こうと思ったんですが、ここまできたら、この場で、流れの中で伺わせていただきます。

先ほど気になったのが支援事業との統合的な方向性のお話があったんですけども、その以前の部分で、車座談議の理念と申しますが、そういったものと例えば西那須野地区のように公民館、コミュニティというものがあ程度成熟期を迎えているところとの車座とコミュニティというところの整合性と申しますが、役割分担と申しますが、その辺は一つの課題であることは、担当課の皆さんもある程度ご認識のことと思うわけです。ですから、この辺をどうしていくのかというところを1点伺いたいことと。

それから、その支援事業のまた理念という部分の中で、これは規模が小さな団体であったり、グループであったりしてもということで、参加というか、事業可能なというような部分でありますので、これと車座を統合というようなお話が、それがちょっと私にはいま一つ理解しがたい部分もあるので、そのところをあわせてお聞かせ願いたい、まずはお願いします。

山本委員長 課長。

大武市民協働推進課長 まず最初に、車座とコミュニティとの関係というお話でしたけれども、確かに西那須野地区は6地区コミュニティもできています。ただ、残念なことに黒磯地区はまだ3地区しかコミュニティが組織されていませんので、その辺のすみ分けというのは、当然今後の課題になっています。

現実的に例えば西那須野地区ですと、コミュニティもあって自治会もあって、さらに車座があ

って、どうするんだよという意見はもちろん聞いておりますので、その辺は大きな課題です。

ただ、じゃ車座、今せっかくここまできたのを全部なくして解散しちゃえとなると、今度、黒磯地区がかわりの受け皿となるようなコミュニティ組織がまだ育っていないということもありますので、今各公民館なんかと協力して、コミュニティのほうの組織づくりのほうも、少しずつではありますけれども、進めているところありますので、単に車座をどうするかだけの話じゃなくて、新たにコミュニティの組織をできることであれば市としてはつくっていただきたいというふうな考えですので、そちらのほうの育成とあわせて考えていかないとならない。

また、それにはじゃやりましょうと言って、すぐにできるものでもありませんので、多少の時間はかかるのはやむを得ないのかなというふうには考えておりますけれども、当然同じ地区に2つも3つも似たような組織があるというのは、なかなかやっている方にとってみれば大変な部分もあるので、それも含めて整理はしていかなきゃならないというふうには思っています。

それと、例えば受け皿となる団体の規模と申しますが、コミュニティとか車座となると、やはりある程度大きな組織、規模になります。そうすると、支援事業では5人以上のグループならできる基準がありますので、それと同じ土俵で比較するのはちょっと難しいのかなという考えからのご質問だとは思いますが、やはり支援事業のほうでは一応事業費の枠を設けてありまして、最大で80万円、補助金の額として80万円、その団体のやる事業費とすれば100万円までが対象ですよということのものですから、例えば大きな組織が1,000万円の事業をやりたいといった場合には、また別の補助金なり何なりを考えていかなきゃ

ならないのかなと思ひまして、下限は設けていないんですけれども、そういうことで80万円の事業ができる団体であれば、どんな団体でも支援事業の対象となるということで、そういった形で一つの事業としてやっていきたいなというふうには考えています。

以上です。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 わかりました。やはり課題として市民協働、全国一律に使われる言葉ですけれども、象徴的な言葉ですけれども、言うがやすし、なかなか行うはがたしという部分で、その地域地域に応じた歴史、文化、土壌に応じた仕掛け、システムというものをその地域にマッチした形で考えていかなくちゃならないということが重要だと思ひます。

今比較にありましたように、西那須野地区のコミュニティーとそれから黒磯地区のコミュニティーの現状等々もありますので、その辺をまずは課題というか、方向性をきちんと整理することがまずは重要じゃないかなというふうに思ひます。

あとは交付金、補助金という部分の出ていく筋道が違う中で、やはり小グループであってもそういうものに参加するということもすごく大事だと思いますので、その辺は今後鋭意検討をしていたければというふうに思ひますが、ここは要望としておきます。

先ほど磯飛委員のほうからもありましたように、地域担当制、それからこの車座談議というものが一つ的那須塩原の特性というか、そういった施策の一つとしてとらえられているように感じております。議員団の視察などのテーマとしても非常に多かったように思ひますけれども、昨年の視察受け入れとか、そういうものが今もしお手元がありましたら、昨年に限らずですけれども、このテ

ーマでお越しいただいた視察の受け入れなんていうものは今ございますか。

〔「実績」と言う人あり〕

関谷委員 実績。

山本委員長 課長。

阪本市民協働担当 記憶の中でよろしいでしょうか。

〔「はい、どうぞ」と言う人あり〕

阪本市民協働担当 昨年は、通常1つは議員おっしゃるとおり、応募などとして、昨年は震災がありまして、ほかの議員さん方々が遠慮されて、実質1件でした。ことしは打って変わって視察が多くて、実はちょっと上司には報告していないんですが、けさ方も宮城県の自治会連絡協議会、多賀城市の自治会長連絡協議会から視察させてもらえないかというようなお電話を実は、本日、けさ受けたばかりで、ことしはそれで7件目の視察依頼になっています。

それで、年平均すると、圧倒的に議員さん方の視察が多いんですが、大体年三、四件は間違いなく視察に来ております。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 というような現状も私も感覚的に視察に対応する中で、かなり多いなとい議イメージ的に思っているものですから、車座談議という名称が、中身はどんどんより充実したものに変わっていくことは重要であると思ひますけれども、そういった意味で那須塩原の車座談議、地域担当制というものがこれセットで、ある程度注目されているということも大きな本市の特性、ポテンシャルとしてとらえていただいて、よりいいものをつくっていただければなということで要望で終わりにします。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、これで質疑、ご意見等はないようですので終了したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

認定第1号 平成23年度那須塩原市一般関係歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 ご異議ないものと認めます。

認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

それでは、長くなりましたが、その他、何かございますでしょうか。

議員の皆様ありますか。

〔「十分その他をやった」と言う人あり〕

山本委員長 何かございますか、よろしいですか。

それでは、その他はないようですので、市民協働推進課の審査を終了いたします。

大変お疲れさま様でございました。

それでは、昼食の時間ですので、1時まで休憩といたします。

1時に再開いたします。ありがとうございました。

休憩 午後 零時

再開 午後 1時00分

議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、秘書課の審査に入りたいと思います。

今回、秘書課関連の付託案件はございませんので、これより予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

松江課長。

松江秘書課長（議案70号について説明。）

山本委員長 それでは、説明が終わりましたので、委員の皆様からの質疑、ご意見等をお受けいたします。ございませんか。

若松委員。

若松委員 この旅費というのは交通費だと思うのですけれども、どういうところに行く旅費なのか。

松江秘書課長 これは特別職、三役につきましては、ちょっと決まっておりませんが、担当課のほうで腹案がございまして今、交渉中でございますが、長野県等を予定しているということで、こちらに来てもらうための旅費等、往復の費用ということで、近くの方は旅費をお支払いしていませんけれども、特別職の場合は実費弁償はござ

いますので、こちらに来てもらうための旅費というところで、長野県と那須塩原市の往復旅費を6回分みているというものでございます。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますか。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 ご異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

議案第70号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで決算審査特別委員会(第一分科会)に切りかえて審査を行います。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

山本委員長 認定第1号 平成23年度那須塩原市

一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

松江秘書課長 (認定1号について説明。)

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

ございませんか。

若松委員。

若松委員 その関連なのですけれども、51ページの広聴費、都市間交流推進費49万円のうちの今の基準というか、全国市長会費、これも年に何回くらいあるのか。それから、全国市長会関東支部とかあって、その下に栃木県市長会、那須市町村会とかとあるのですけれども、これは平均すると年に何回くらい会合があるのですか。

山本委員長 課長。

松江秘書課長 会合自体はちょっとわからないところがございますが、役員とかによって異なるので、全国市長会の役員によって異なりますので、うちの市長の場合ということで申し上げますけれども、全国市長会としては基本的には2回、関東支部は1回あったのですが、これは欠席でございました。

それから、栃木県の市長会は、市長が出たのは3回でございます。

それから、那須市町村会は、那須広域に行ったときになるのでどの分が覚えていないのですが、ただ行ったことしか覚えていないのですが、二、三回だったかと思います。

以上でございます。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見は。

磯飛委員。

磯飛委員 最後に出てきた65ページの都市間交流

推進費について伺います。

都市間交流の内容をお聞かせください。

山本委員長 課長、お願いいたします。

松江秘書課長 秘書課の担当事務に友好都市とのことを抱えていますので、通常であれば友好姉妹都市との交流ということになると思いますけれども、その中身がどういうものかというのは年度によって、やった事業によって変わりますけれども、それが具体的にこれをやったという事業はございませんでした。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 その都市間、どこの都市と交流するかというのは、例えば姉妹都市とか、そういう提携を締結しているところとの交流なのか、それとも不特定多数の都市間の交流事業になるのか、その辺を。

山本委員長 課長。

松江秘書課長 秘書課としては姉妹都市、友好都市との交流ということになります。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 そうすると、具体的に平成23年度は、事業がなかった中で消耗品が発生しているという解釈でよろしいでしょうか。

山本委員長 課長。

松江秘書課長 はい、そうです。そのとおりです。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 その消耗品というのは何か。交流がなかった中で需用費が発生しているのでしょうか。

山本委員長 課長。

松江秘書課長 もうちょっと細かい資料、伝票を持ってきていないものですから、ちょっとお時間をいただければ資料を取ってまいりますので、すみません、失礼します。

山本委員長 それでは、その間にほかに何かございますか。何か今の件で、都市間に関して、ご意

見とかご質疑はございますか。

少しお待ちいただけますか。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時16分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

山本委員長 課長、お願いいたします。

松江秘書課長 申しわけありませんでした。

消耗費でかかりましたのは、あいさつ用の用紙、和紙です。季節のあいさつとか、そういうのをたまに出しますので、そういうのです。審査にいろいろと決まりを入れたり、例えば議員さんに来ていただいたときにあいさつ状を返すのですが、こういう普通の紙ではなくて、それなりの和紙に書いて、書いてと言っても印刷するのですけれども、それを出すための用紙を買ったというだけでございます。

山本委員長 若松委員。

若松委員 52ページ、扶助費についてです。

事業の中のことを聞いたのですけれども、そうすると栃木県市長会が126万1,900円ということで、3回ということなのですから、栃木県というのはそんなに距離的には余りないところの会議なのですから、金額的にちょっとオーバーしているのと、それと全国市長会関東支部に1回ということなのだけれども、これは行っていないということで、4万円、これは負担金を出さなくてはいけないのか。行かなくても負担金を出さなくてはいけないのか。

山本委員長 課長。

松江秘書課長 まず、ここにあるのはそれぞれ全

国市長会、その関東支部、それから栃木県市長会等は、算定のルールが決まっている負担金でございます。市としては必ず加盟するというものでございます。均等割と地方の規模等で金額がおのずと計算されて決まってきて、これは行ったときの参加費という意味合いではなくて、加盟しているために負担するというところでございます。

特に、栃木県市長会費が大きいといえますのは、事務局を抱えておりまして、スタッフに専属の職員がおりますので、事務局長以下、正確には何人いるかわかませんが、5人程度はいたように思いますが、その人たちための給料という人件費も含んでいますし、人件費だけではございませんが、市長会として研修事業もあるのです。去年、市長のぐあいで行っていないのですけれども、そういう他県への視察事業とかもありますので、そういうものをみているというところで、ちょっと大きな金額になっています。

以上でございます。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

平山副委員長。

平山副委員長 57ページ、その中のイメージアップ推進放送事業で、これは3番にテレビ番組、那須塩原市のイメージを高める100万円の委託ということですが、この内容を教えてもらえますか。

山本委員長 課長。

松江秘書課長 これはとちぎテレビで毎週水曜日、午後6時台なのですが、1回が40秒程度の短いものなのですが、那須塩原のコマーシャルというか広告というか、それを年間50回ほど放送しているのです。毎週水曜日ですから、現実には50ちょっとあるのしょうけれども、年末年始とかやらないときもあるみたいで50回ほどになるのですが、その放送に要する経費でございます。

平山副委員長 年間放送ですね。とちぎテレビだけです。

松江秘書課長 とちぎテレビだけでございます。一般のNHKは無料でやってくれるかもしれませんが、いわゆる民間の日本テレビとかはやっておりません。

山本委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、質疑、ご意見等を終了したいと思いますますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

次に、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようですので、終了したいと思いますますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

認定第1号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、次に、その他に入ります。

何かその他ということで、委員の皆様、ごさい

ますか。

若松委員。

若松委員 先ほどの平山さんの質問のあれなのですけれども、毎週水曜日にとちぎテレビで年内50回、時間帯が何時ころか。あと効果があがっていると思うのですけれども、それらについて。例えばテレビを見たからといって、電話がくるとかということはないのでしょうか。

山本委員長 課長。

松江秘書課長 中身については観光情報を中心にやっていますので、那須塩原市そのものを紹介してみても余りあれなので、観光的なものをやっているのですが、効果はどうかというと、これを見てどうですかというような、アンケート等をやったの効果ははかれていないのが実情でございます。

まだはっきりしたことは、これから検討する余地は十分ございますけれども、テレビがデジタル化になりまして、文字放送とか、那須塩原市の地域には常に時間に関係なく、とちぎテレビを見ていただければ文字情報も流すということもできる時代になったので、例えば災害情報を流すとか、あるいは時間帯に関係なく、那須塩原市はいついつ秋祭りだよというのがありますし、かといって、災害のときに何とか祭りだよとやってもどうかと思うので、そういうときは別な情報を流すとか、そういうようなことも先々は考えたいと思っておりますけれども、従来はアナログの時代のあれを引き継いでいまして、今後、そういうことも含めて考えたいと思っておりますけれども、その効果がどうかということまではまだ、時代に応じての中身を……

山本委員長 はい、どうぞ。

片桐企画部長 私が以前にやっていた関係で、モニタリングをイベント等でやった経緯がございます。

私の記憶が正しければ、全体の来場者の3%くらいの方が見て来場したというような話がありました。

あと、テレビの視聴率は、とちぎテレビでのものなのですけれども、大体6時台ですと、七、八%の視聴率があるということで、一般民放とほぼ同じくらいの視聴率があるというような情報提供は、とちぎテレビからいただいた経緯がございます。

山本委員長 若松委員。

若松委員 もう一点なのですけれども、今、NHKの栃木版みたいながありますね、栃木に関しての。ああいうものには、こういうものは出せないのですか。結構出ています、見ると、催し物だとか。取材かな、うまく利用できないものなのか。

山本委員長 課長。

松江秘書課長 NHKに確認をしたわけではありませんけれども、一般にNHKは、有料でお金を払って放映していただくというよりは、NHKの取材によって放映されるのだと思いますが、なるべく放映されるように積極的な情報を発信するというのは有効だと思いますけれども、あとは魅力ある、放映したくなるような事業展開をするということももう一つあると思います。経費をかけてやってくれというのでは、NHKではないように思います。県域テレビができましたので、県域テレビの視聴率は覚えていませんけれども、確かにあれは栃木県だけで、他県は別なことをやっているのだと思いますが、その間。

若松委員 見てみると、いいものは出ているのですが、那須塩原が出ていないと思ったのです。

松江秘書課長 片寄ってくるとなかなか難しいところはありますが、情報発信の必要性はあると思っております。

山本委員長 ほかに何かその他でございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 執行部のほうから何かございますか、その他で。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、その他ないようですので、秘書課の審査はこれで終了いたします。ありがとうございました。

以上で、企画部の審査はすべて終了となります。

最後に、その他ということで、企画部として何かございますか。

片桐企画部長 特にございません。

大変貴重なご意見、要望等で、この場の討議でのまちづくりでは、我々も悩んでいるものが多々あるものですから、皆さんのご意見等を参考にしながら、またこれから進めさせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

山本委員長 それでは、これで企画部の審査をすべて終了いたします。

ありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時28分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

西那須野支所の審査

山本委員長 西那須野支所になります。

初めに、齋藤西那須野支所長からごあいづをい

ただきたいと思えます。お願いいたします。

支所長。

齋藤西那須野支所長 きょうは大変お世話になります。

西那須野支所は議案等の特別なものはありませんが、議案第70号の補正予算、それから承認第1号の歳入歳出決算の認定と、第2号の国宝のほうに一部ちょっと予算がございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

内容につきましては、きょう出席している担当課長等から詳しく説明をさせる予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

簡単ですが、ごあいさつといたします。よろしくお願ひいたします。

山本委員長 大変ありがとうございました。

総務税務課の審査

山本委員長 それでは、最初に総務税務課の審査に入ります。

総務税務課関係の付託案件はございません。それで、これより予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえての審査をいたします。

議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

課長。

宮本総務税務課長（議案第70号について説明。）

山本委員長 説明が終わりました。

各委員の皆さんから質疑、ご意見等をお受けいたします。

磯飛委員。

磯飛委員 6ページなのですけれども、1項15目工事請負費、一般県道西那須野市内に展開するのに伴う詰め所改修工事ということで、以前に内容等は確認したのですけれども、この257号の支出、歳出についてなのですが、県道の改修に当たって、一般的には民家だと県道ですから管理は県のほうから移転費とか改修費とかのお金が入ってきて、改修するということだと思うのですけれども、この市役所の場合の改修工事にかかっては、県のほうからの補償費等々は入ってくるものなのでしょうか。

山本委員長 課長。

宮本総務税務課長 民間と同様、市に対しても物件の移転費、補償費というものは補償されてきます。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 ということは、今回のこの工事に関しても補償費はもう既に入ってきているという解釈でよろしいのでしょうか。

山本委員長 課長。

宮本総務税務課長 これから契約という形になりますので、契約後に入ってくる予定なのです。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 この工事費の全額250万円が入ってくるということなのでしょうか。

山本委員長 課長。

宮本総務税務課長 実際に当初で計上してありますけれども、土地の購入費等、物件移転の処理という形で、これに見合うお金はすべて今度入る予定になっております。

山本委員長 ほかにご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

平山副委員長。

平山副委員長 今回の工事請負費のところなのですけれども、こちらがいろいろ地元の方の要望が積み重なっていますけれども、本工事が始まるというところなのですけれども、詰め所改修工事というのは、この詰め所というのはどこなのですか。

山本委員長 課長。

宮本総務税務課長 新幹線の側道側に西那須野支所の車庫がございます。それと、南側に駐車場がございます。それと直角に交わるところに産業観光建設課の車庫がございます。その車庫に続いて、同じ建物の中に詰め所がございまして、その詰め所の切り取りの迂回路という形で、そこを改修するものであります。

山本委員長 平山副委員長。

平山副委員長 今回の物件移転とか、大体は何mくらいあるのですか。

山本委員長 課長。

宮本総務税務課長 道路から約2mくらい詰め所にかかっていくという形になります。

山本委員長 ほかにご質疑、ご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結

いたします。

これより採決いたします。

議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

議案第70号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで決算審査特別委員会(第一分科会)に切りかえて審査を行います。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

山本委員長 認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

宮本総務税務課長 (認定第1号について説明。)

山本委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

磯飛委員。

磯飛委員 34ページの財産収入の1項1目財産貸付収入費の中に、西那須野地区市有地貸付費、各関東農政局、西那須野交番、臨時的貸付2件で174万2,000円等が収入になっておりますが、各関東農政局、交番等の詳細を教えてください。

山本委員長 課長。

宮本総務税務課長 それでは、関東農政局の栃木事務所、この貸付料が74万2,219円になります。

続きまして、西那須野交番ですけれども、87万4,621円になります。臨時的貸付2件という形になりますが、これにつきましては大山小学校わきの空き地がありますが、ここに2件貸し付けております。1件が株式会社メシア、これはオープン時によります駐車場としての貸し付けという形です。これが11万44円。あと1件が積水ハウスにお貸ししました1万5,720円になります。

磯飛委員 関東農政局栃木事務所と交番、臨時的ほうは除いて結構なのですが、栃木事務所と交番のほうの坪単価が算出できていればお知らせいただきたい。

山本委員長 課長。

宮本総務税務課長 平米単価が2万4,360円になります。

磯飛委員 両方ともですか。

宮本総務税務課長 西那須野交番が平米単価5万400円になります。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 74ページの歳出なのですけれども、使用料及び賃借料の中で、あたご駐車場用地という歳入で444万7,000円がありますが、あたご駐車場賃借料が幾らかと、坪単価を教えてください。

山本委員長 課長。

宮本総務税務課長 あたご駐車場に関しましては、面積が3,742.89㎡になります。これにつきましては、平米単価といいますが、93.13円でお貸ししているということです。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 安いので借りるほうは文句がないのですけれども、平米93円ということは、先ほどの関東農政局事務所に借りている単価、交番が借りている単価よりもかなり安いということで、借りているほうが安いので、借りて文句はないのですけれども、何でこんなに差があるのか、わかってい

たら説明いただきたいと思います。

山本委員長 課長。

宮本総務税務課長 詳しくはわからないところなのですが、実際に栃木事務所と交番につきましては、路線価単位で平米を計算しております。この西那須野あたご駐車場に関しては、もう数年この金額といたしますか、西那須野時代からこの数字でお借りしているということになっております。このお借りしている93円13銭という単価は、当時、総務課の管財のほうでの指示がきていた形になっておりましたので、それがいまだに変わらなくきているという形になります。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 面積が広いから平米単価も下がるという要因もあるかと思うのですが、内容がわかりましたので結構です。

山本委員長 玉野委員。

玉野委員 同じことなのですが、私が聞ききれなかったのです。関東農政局並びに西那須野交番の平米単価というのは、

山本委員長 課長。

宮本総務税務課長 大変申しわけありません。平米の固定資産税の評価額になります。その金額という形になります、2万4,360円。

玉野委員 それの月とか年とかはわからないか。単価というのは普通、何平米掛けるという形では。先ほどの駐車場のときは93円と言ったでしょう。そういう表現ができればいいです。

山本委員長 支所長。

斎藤西那須野支所長 借りの場合には、固定資産税の評価額、財務規則等によっているのですが、その評価で借りるというふうになっています、賃借料の場合は、それに基づいてこちらは貸しているわけなので、それに基づいて取っているというふうな形になります。

先ほど課長が説明したのは、年額平米単価が2万4,360円ということで、そこに面積を掛けてその4%で出たものが平米の年額という形になります。それに基づいて面積を掛けてやって出すというふうな形になりますので、月額単価にすると81円20銭が関東農政局の月の月額の平米単価というふうです。単価というだけで詳しい説明はしませんでしたけれども、81.20円というのが月額の平米単価になります。

玉野委員 それを坪では240万円ですね。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等はございますか。

磯飛委員。

磯飛委員 241ページ、9款消防費の中の消防団報償費の中の消防団員報酬について1,849万4,514円を仮に305人で割ると、単価が6万637円と単純計算で出るのですが、もし話がそれで間違っていたらご注意ください。隣の黒磯の消防団のほうの単価をはじくと7万1,069円になるのですけれども、この差はどういうことか。また、那須塩原になると、さらに下がると。

ということで、その差額の説明をお聞かせください。

山本委員長 課長。

宮本総務税務課長 消防団員の報酬につきましては、団長以下、団員まで額が決まっております。305人で計算という形になりますが、団長は18万8,000円という形で1人、そういう形で積み上げていきますと、報酬自体が305人で1,166万3,750円になります。

あと、この付箋を貼っていて49万4,550円、ちょっと説明不足でありましたけれども、火災出勤手当、これが1件当たり1,400円かかります。支出になります。それと訓練の出勤手当、これが1回当たり1,300円ということで、火災出勤手当に

つきましては延べ人数1,137名という形で、159万1,800円ほどの支払いになりますし、訓練出動手当につきましては、4,030人ほどの延べ人数です。これを1,300円という形で523万9,500円、こういう形になりましてトータルで1,849万4,550円という形になります。

それとの比較という形になりますと、延べ人数とかも違ってきます。算定関係から若干変わってくるかと思いますが、結果的にそういう形になります。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 ほかは各3地区ともに団長及び一般の団員の方の報酬というのは、統一されているという解釈でよろしいのでしょうか。

山本委員長 課長。

宮本総務税務課長 これは条例等で決まっておりますので、3地区はすべて一緒という形になります。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。ありませんか。

平山副委員長。

平山副委員長 74ページのあたご駐車場の件なのですけれども、これはかなりの長期間お借りしているのですけれども、もし買うとすれば幾らになるのでしょうか。お借りしているわけですね。それをもし購入する場合は、幾らぐらいになるのでしょうか。

山本委員長 課長。

宮本総務税務課長 買うという形で想定はしてありませんけれども、もし買うという形になれば、不動産鑑定士に鑑定を依頼して、数値を出していただくという形になるかと思いますが。

ここが不動産鑑定を入れた場合に幾らになるかという形は、例えば付近で大田原土木事務所が私どものほうの南駐車場を今回、下石上線で購入し

ますけれども、そういう形の金額も単価に勘案して入れていくような形になるとと思いますが、一概に私の判断で幾らぐらいという形は申し上げられないかと思います。

山本委員長 ほかにご質疑、ご意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

次に、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

認定第1号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

それでは、これで総務全般についての審査を終了いたしますが、その他ということでは何か、委員の皆様ございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 執行部のほうで何か、その他でございませぬか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、その他にないようです
で、これで総務全般の審査をすべて終了いたしま
す。

お疲れさまでした。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時 6分

再開 午後 2時 15分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を
開きます。

市民福祉課の審査

山本委員長 まず、市民福祉課の審査に入ります。

市民福祉課関係の付託案件はございませんので、
これより決算審査特別委員会（第一分科会）に切
りかえて審査を行います。

認定第1号の上程、説明、質疑、 討論、採決

山本委員長 認定第1号 平成23年度那須塩原市
一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といた
します。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

関谷市民福祉課長（認定第1号について説明。）

山本委員長 大変ありがとうございました。

説明が終わりましたので、委員の皆様からご質
疑、ご意見等をお受けいたします。

磯飛委員。

磯飛委員 86ページをお願いします。

金額的には少額なのですが、まず委託料
の中の耐火電動ファイルというのは、どうい
うものかお知らせください。

山本委員長 課長。

関谷市民福祉課長 戸籍を保存しておりまして、
市民福祉課と税務課の間の保管庫にあります電動
ファイルで、耐火で燃えないようになっているも
のでございます。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 耐火の金庫みたいなものという意味で
すね。わかりました。

あと、複合機というのは、どういう機械なのか
説明をお願いします。

山本委員長 課長。

関谷市民福祉課長 コピーがとれるものとパソコ
ンから送って印刷できるのと、ファクスが送れる
ものが複合されている機械のことです。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 今度は金額面に入りますが、複合機
の賃借料が15万4,000円で、保守業務が7万1,000
円と計上されているわけなのですが、この保守と
いうのは賃借料の中に含まれるものではないので
しょうか。

山本委員長 課長。

関谷市民福祉課長 契約上、こういう形で含まれ
ないような形の契約です。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 ちょっと変な聞き方なのですが、
その下の塩原支所の使用料及び賃借料、複合機が
出ていて、保守料というのが出ていないので、ど
うかなという意味合いをもって、今お尋ねしたの
ですけれども。

山本委員長 課長。

関谷市民福祉課長 支所の総務課である程度一括

して賃借しているような形で、各課に割り振った形での支払いになっているものですから、契約の仕方というのは、それぞれに違うといたらあれなのですけれども。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 言っている意味がよくわかりました。いいです。

山本委員長 平山副委員長。

平山副委員長 12ページの13款請負費中の手数料で、外国人証明書手数料というのがあるのですけれども、これに関連して88ページの外国人登録免除費というのがあるのですけれども、やはり外登を1日のペースで外国人が大幅にやっているのではないかと思うのですけれども、西那須野支所というか西那須野管内での外国人を所管するという外登ですとかあるのでしょうか。この88ページは市全体で見ているのですか。

山本委員長 課長。

関谷市民福祉課長 この88ページに出ているのは市全体なのですけれども、このうち西那須野支所分の人数だけなのですけれども、まずブラジル人ですけれども369名、フィリピン157名、中国192名、タイ169名、インド182名、韓国58名、ペルー79名、その他72名、計1,278人が西那須野に在住です。

山本委員長 ほかにご質疑、ご意見等はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議のないものと認めます。

認定第1号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号の上程、説明、質疑、
討論、採決

山本委員長 それでは次に、認定第2号 平成23年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

関谷市民福祉課長 (認定第2号について説明。)

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

委員の皆様からご質疑、ご意見等がありましたらお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議ないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので終結したいと思います
ますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議ないものと認め、討論を終結
いたします。

それでは採決いたします。

認定第2号 平成23年度那須塩原市国民健康保
険特別会計歳入歳出決算認定については、原案の
とおり認定するべきものとするにご異議ござ
いせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

認定第2号につきましては、原案のとおり認定
すべきものと決しました。

それでは、これで市民福祉課の審査を終了
いたします。

その他

山本委員長 次に、その他に入ります。

市民福祉課について、何か委員の皆様、その他
でございますでしょうか。

若松委員。

若松委員 公用車1台というのですけれども、こ
れは総合的に市全体で買って渡されるのですか。

課長。

関谷市民福祉課長 以前の旧西那須時代から公用
車として、国保の公用車という形で使用させて
いただいていたものなのですけれども、余り担当
としては使用する機会というのが本当にはない
のです。なので、平成23年度まではこういう形
で国保会計課のほうから維持管理をさせていただ

たのですけれども、24年度からは総務課のほう
の集中管理者として保管を移管して、実際は今
までも大体貸し出しが多かったのですけれど
も、総務課のほうに移管させていただいた車
でございます。

山本委員長 若松委員。

若松委員 年式はどれくらいですか。

山本委員長 課長。

関谷市民福祉課長 平成17年車と聞いています。

山本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 執行部のほうで何かござい
ますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、その他にない
ようですので、市民福祉課の審査を終了
いたします。

お疲れさまでした。

それでは、市民福祉課の皆様は退室
いただいて、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時30分

山本委員長 それでは、休憩前に引き
続き会議を開きます。

産業観光建設課の審査

山本委員長 産業観光建設課の審査
に入ります。

産業観光建設課関係の付託案件は
ございませんので、これより予算
審査特別委員会(第一分科会)
に切りかえての審査をいた
します。

議案第70号の上程、説明、質

疑、討論、採決

山本委員長 議案第70号 平成24年度那須塩原市
一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

関谷産業観光建設課長 (認定第1号について説
明。)

山本委員長 説明が終わりました。大変ありがと
うございました。

では、委員の皆様からご質疑、ご意見等をお受
けいたします。

磯飛委員。

磯飛委員 新規の舗装新設費、市管理道路の舗装
についてですが、舗装工事内容の明細というか中
身が何mになるのか、あと場所を説明しろといっ
てもなかなかわかりづらい地域なのですけれども、
それもあわせて。

山本委員長 課長、お願いいたします。

関谷産業観光建設課長 横林の道路を検問所から
上がってきまして、薬屋さんが右側にあると思う
のですけれども、あのちょっと上辺りから左横に
入っていく道路でございます。

(「那須薬局のところか」と言う人あり)

関谷産業観光建設課長 お好み焼き屋さんと薬屋
があって、それよりも上なのですけれども、ちょ
っとわかりづらい場所なのですが、もしあれでし
たら後で地図を渡します。

井口のニッコー団地はご存知でしょうか。ニッ
コー団地から真っすぐ接骨木街道に抜けて、その
先が真っすぐに抜けている、斜めに上がっていく
道路なのですが、その1本下なのです。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 その長さはどのくらいなのです。

山本委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 延長については250mと
いうことで、幅員につきましては4mということ
でございます。これについては昔の開発道路で、
担保率が個人名義でやっていた道路で、平成13年
のころから地区の人が寄附しますということで、
10年近く土地をもらうのにかかってしまったので
すけれども、長年のあれなので、寄附が終わった
のでできるだけ早い時期にという区長の要望も強
いので、今回、上げさせてもらったものです。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 寄附をして市の管理道路になったとい
うことなのですが、その際の登記料とか測量費と
か、そういった費用はどちらが負担になっている
ものなのでしょうか。

山本委員長 課長、お願いします。

関谷産業観光建設課長 現実的には合併してから
本庁の道路課が用地はすべて寄附受けでやって
いたのです。去年の12月ぐらいに寄附がすべて終
わったので、整備は市のほうで考えてとうちのほう
にきたので、登記料の費用はかからないので、基
本的にかかったとしても測量費だけだと思います。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 ほかの寄附の場合は、この用地にか
かわらず、どこであっても登記料はかからないとい
う解釈でよろしいのですか。

山本委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 一般的に広い道路でやっ
ても、基本的に登記料は市の場合にはかかりませ
ん。測量して図面をつくって、基本的には拡張です
とか、そういうのを頼めばお金がかかりますけれど
も、市長の職権でやる場合には、お金がかから
ないという考え方です。

あと一つは、寄附したから必ず舗装するという
わけではないのですけれども、これにつきましては
平成13年から長年ずっとやっていたという経過

もあるし、いつの間にか舗装の条件でやってくれという話になっているということでこられたので、その間の長いあれでちょっと特別なあれかなというのがあるのですけれども、要はここを舗装させていただきたいというふうに思っております。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 了解です。

どこでも、1カ所でも、何mでも舗装になるということは結構なことなので、了解です。

山本委員長 ほかにございますか。

若松委員。

若松委員 その続きなのですけれども、いつもそういう舗装して我々が呼び出されるのは、雨水対策などはどういうふうな間隔で、250mは大したことはないと思うのですけれども、すぐできるのはどっちに水が流れているのか、その辺。それと、側溝があるのか。

山本委員長 課長、お願いします。

関谷産業観光建設課長 あわせまして、西那須というのは川がないので基本的にはあれなので、泥土層なので浸透層を1カ所つくって雨水対策をやっていきたいと思います。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議ないものと認めます。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

議案第70号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで決算審査特別委員会(第一分科会)に切りかえて審査を行います。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

山本委員長 認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

関谷産業観光建設課長 (認定第1号について説明。)

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

ございませんか。よろしいですか。何もありませんか。

若松委員。

若松委員 数字がちょっとがわからないのですけれども、323ページの赤田山遊歩道外修繕費ということで金額を載せていますが、これはどの辺で、どんな修繕をしたのですか。ちょっと説明してい

ただきたい。

あともう一点あるのですけれども、324ページの一番下の段です。公共土木施設災害復旧費ということで、これはどの辺の場所で、どんなようなのですか。

山本委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 赤田山につきましては、県道西那須野那須線と400号がぶつかる交差点を西那須のほうに向かしまして、宮沢建設という土建会社があるのですけれども、あの西側に山があるのですけれども、そこに田空のサテライトとして遊歩道ができています。そこに擬木の木さくとか、そういうので遊歩道ができていますのですけれども、西に行くと擬木が外れてしまったのです。それで、山なので落ちると危険な場所もあるので、それらを修繕したということです。

それと、国道46号につきましては、1本は駅西の左側、ビルなんかの建物の継ぎ目のところに支点なしでカバーになっている、パーカッションというのですけれども、よく足元とかにねじが見えないように支点で囲ってあるやつがあると思うのですけれども、あれが上から外れて落ちてしまったのです。それを修繕したものです。

石林通り線というのは、石林に拓陽さんの農場があるのですけれども、あそこの真ん中の道路が地震で揺られたため、あそこら辺は赤土なので污水管のマンホールがあるのですが、その周りが沈んでしまったのです。それで、そこを修繕したということです。

次の二つ室については、よく道路のわきにコンクリートのL型擁壁という土留めがあるのですけれども、それが軟弱地盤で傾いてしまったので、それを直したということです。

最後の認定外道路につきましては、場所については石林のダイリンのところから入っていく大田

原市のほうに抜ける道があるのですけれども、あれを上がっていくと山に当たります。先が山の手前を上ニッコー団地のほうに上がっていく認定外道路の舗装道路なのですけれども、そのわきに昔、工業団地でとられた污水管関係なのですけれども、のり面に木さくをやって、のり面のところに土留めをしたのです。それが折れて倒れたというので、その部分を経年劣化もあるかもしれないのですけれども、土留めを直したというような工事です。

山本委員長 若松委員。

若松委員 何点かの説明の中で、赤土で沈んでしまったというのが、中の管が曲がっている状態ではないのですか。

山本委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 管路につきましては、污水管なので、一番下の工事のもので公害防止協定を結んでいるので、毎年、水質検査をやっているのですけれども、地震後、水がにごったとか、汚れているということはないです。

それで、大分たっているので、ことしからもうことしの予算で、管路なのでわからないので、テレビカメラ調査を少しずつ予算をくださいということで、正確にはそれをやってみないと現状はわからないという状況の一つとして、少しずつ管路調査をやりたいということです。

山本委員長 若松委員。

若松委員 何がというと、沈んだところにまた埋め戻しみたいな状態になっても、沈んでいる道路は結構あります、またちょっと時間がたつと。それがあつたものから、それを聞いてみたのですけれども。

あと、先ほど赤田山遊歩道の件なのでも、それがあつた程度の時期がくると劣化してしまつて、腐つた状態になつてしまつたかと思うのです

けれども、今現在のそういうものではなくて、今の特殊なものがあるような気がするのです。そういうものの補修というのは、値段の差が出てしまうのです。

山本委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 擬木なので、基本的にはさくはコンクリートなのです。コンクリートがくっついてできているものなので、通常的にはコンクリートなのでペンキがはげるぐらいだという認識をしているのですけれども、地震で揺られたのでその接合部が揺られて外れたという認識をしているので、直せば当分の間はもつという認識でございます。

山本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

認定第1号については、原案のとおり認定すべ

きものと決しました。

それでは、産業観光建設課の審査をこれで終了いたします。

その他

山本委員長 次に、その他に入ります。

産業観光建設課におきましては、この中で何かございますか。

玉野委員。

玉野委員 聞きそびれてしまったのですけれども、舗装とそのときの街路樹の伐採はいつごろからやるのですか。

山本委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 基本的には26日が最終で、それができてから設計して舗装するという形になります。

道路舗装以降は、伐採の場合はそんな高額に一边に全部出すというわけではないので、なるべく早い時期にはやりたいと思っています。落ち葉で結構土地の人が滑るという苦情があるので、ことしはおかげさまで剪定費をもらったので、大分剪定させてもらったので苦情が少ないのですけれども、それでもあそこは、自動車屋さんとか食べ物屋さんとかがあるので苦情は出てくるので、なるべく早い時期にやらせていただきたいと考えています。

山本委員長 それでは、その他ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 執行部のほうで何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、これで産業観光建設課の審査を終了いたします。

ありがとうございました。

以上で、西那須野支所の審査はすべて終了となります。

最後に支所長、何かございますか。

齋藤西那須野支所長 特にございません。

ありがとうございました。

山本委員長 では、ないようですので、これで西那須野支所の審査をすべて終了いたします。

大変ありがとうございました。

それでは、これで入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

塩原支所の審査

山本委員長 塩原支所の皆さんになります。

初めに、君島塩原支所長からごあいさつをいただきたいと思います。お願いいたします。

君島塩原支所長 それでは、改めましてこんにちは。

今、委員長のほうからお話がありましたように、塩原支所の予算の関係の審査ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

ご案内のとおり、塩原につきましては総務福祉課と産業観光建設課と2課あります。組織以下11名ということで作業をしておりますので、この後、それぞれ課長からご説明を差し上げたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

簡単ですが、ごあいさつといたします。

以上です。よろしくお願ひします。

山本委員長 大変ありがとうございました。

総務福祉課の審査

山本委員長 まず、総務福祉課の審査に入ります。

総務福祉課関係の付託案件はございませんので、これより決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえての審査を行います。

認定第1号の上程、説明、質疑、 討論、採決

山本委員長 認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

君島総務福祉課長（認定第1号について説明。）

山本委員長 大変ありがとうございました。

説明が終わりましたので、委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

ありませんか。

若松委員。

若松委員 246ページの民生費、1項4目施設整備費の中の防火水槽の整備分3万30円で、防火水槽をいろんな場所にいろんな状態でつけていると思うのですが、ご説明願ひしたいと思います。

あともう一点、次のページの1項4目共同施設整備費の中の消火栓施設の403事業なのですが、これもどんなような事業内容なのか教えてもらいたいと思います。

2点、お願ひします。

山本委員長 課長。

君島総務福祉課長 まず、防火水槽整備事業の場所ではありますが、場所につきましては塩原の宇都野地区の人家前の場所に設置しております。宇都野地区に嶽山篤根神社がありますけれども、その少し奥のところに防火水槽を1基設置しております。これは先ほど申しましたように耐震性の防火水槽ということで、40m³の防火水槽であります。

それから、消火栓設置維持管理事業につきましては、その内容ということでありますが、こちらにありますように消火栓の維持管理事業の維持管理費ということと、あとは消火栓の設置工事費、消火栓の移設工事費ということであります。

まず、消火栓の維持管理につきましては、203基の1基当たり5,000円ということで、101万5,000円の支出をしております。それから、消火栓の設置工事費につきましては、2基で147万円ということであります。それから、消火栓の移設工事費、こちらは1基につきまして81万9,000円ということであります。

以上です。

山本委員長 若松委員。

若松委員 2基は外につくるわけですか。

山本委員長 課長。

君島総務福祉課長 そのとおりです。

山本委員長 若松委員。

若松委員 それはどこの場所になるのですか。

山本委員長 課長。

君島総務福祉課長 すみません。手元でございますので。

山本委員長 若松委員。

若松委員 それではいいです。

あともう1基の移設というのは、今まであったものを移動して新たにつけるといことなのですか。

山本委員長 課長。

君島総務福祉課長 はい、そのとおりです。

関谷地区の場所によりましては、消火栓の関係で場所が車が進入するのに不便だということなので、それを移設したわけです。その家庭の敷地から、少し道路のほうに移設しております。

山本委員長 若松委員。

若松委員 消火活動には支障はきたさないわけですか、消防団の。

山本委員長 課長。

君島総務福祉課長 機能は全く同じですので、活動には影響はございません。

山本委員長 ほかにございますか。

玉野委員。

玉野委員 242ページ、初歩的なことで申しわけございませんが、消防団員が340人とございますが、グループ分けというか、地域分けというか、団数を教えていただきたいのです。

山本委員長 課長。

君島総務福祉課長 まず、340人の内容ですけれども、幹部の団長、副団長、分団長、副分団長を入れて15名がいます。まず幹部の団員が15名。それから、部長以下、各分団員が307名います。それ以外に支援団員が18名います。

その307名と18名、いわゆる団員と支援団員が塩原支所につきましては4分団、17部ございます。4分団、17部にそれぞれ団員が配置されております。

山本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議のないものと認めます。

認定第1号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

それでは、これで総務福祉課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時33分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

産業観光建設課の審査

山本委員長 産業観光建設課の審査に入ります。

産業観光建設課関係の付託案件はございませんので、これより予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえての審査をいたします。

議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

課長。

君島産業観光建設課長（認定第1号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

議案第70号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで決算審査特別委員会（第一分科会）へ切りかえて審査を行います。

認定第1号の上程、説明、質疑、
討論、採決

山本委員長 認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

君島総務福祉課長（認定第1号について説明。）

山本委員長 大変ありがとうございました。

説明が終わりましたので、委員の皆様からご質疑、ご意見等をお受けいたします。

それで、この後に次が迫っておりますので、どうしても希望というところのみ、すみません、聞いていただきたいと思います。ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳

入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

認定第1号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

ありがとうございます。

それでは、これで塩原支所産業観光建設課の審査を終了いたします。

その他

山本委員長 次に、その他ということで、何か委員の皆様ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 執行部の皆様、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、以上で塩原支所の審査は終了となります。

大変ありがとうございました。

散会の宣告

山本委員長 以上をもちまして、委員会を散会いたします。

散会 午後 4時15分

総務企画常任委員会及び予算審査・決算審査特別委員会（第一分科会）

平成24年9月20日（木曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

委員長	山本 是るひ 君	副委員長	平山 啓子 君
委員	磯 飛 清 君	委員	植木 弘行 君
委員	関谷 暢之 君	委員	室井 俊吾 君
委員	玉野 宏 君	委員	若松 東征 君

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

総務部長	成 瀬 充 君	政策審議監	室 井 忠 雄 君
総務課長	和 久 強 君	総務課長補佐	稲 見 一 志 君
行政係長	福 田 博 昭 君	人事研修係長	広 瀬 範 道 君
給与厚生係長	河 合 浩 君	危機対策室長	高 橋 守 君
危機対策担当	田 代 宰 士 君	防災・消防担当	秋 元 武 志 君
財政課長	伴 内 照 和 君	財政課長補佐 兼管財係長	月 井 幸 一 君
財政係長	村 松 一 紀 君	契約検査課長	舟 岡 誠 君
契約検査課長 補佐兼契約係	小 仁 所 滋 君	検査係長	鈴 木 幸 治 君
課税課長	小 林 一 惠 君	課税課長補佐 兼税制係長	江 連 周 治 君
市民税係長	増 田 健 造 君	国民健康保険 税係長	星 すみ枝 君
資産税土地 係	関 谷 逸 夫 君	資産税家屋 係	津 久 井 真 樹 君
収税課長	八 木 澤 秀 君	収税課長補佐 兼収税係長	室 井 啓 二 君

収 税 課 徴 収 担 当 (副 主 幹)	高 根 沢 純 一 君	収 税 課 徴 収 担 当 (副 主 幹)	齋 藤 正 幸 君
収 税 課 徴 収 担 当 (主 査)	佐 藤 和 穂 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	後 藤 の ぶ 子 君
会 計 課 長 補 佐 兼 歳 入 係 長	藤 田 友 子 君	歳 出 係 長	後 藤 明 美 君
選 管 事 務 局 長	古 内 貢 君	選 管 事 務 局 査 主 監 査 事 務 局 係 長	藤 川 正 勝 君
監 査 事 務 局 長	選 管 事 務 局 長 兼 務	固 定 資 産 委 員 会 書 記 公 平 委 員 会 書 記 長	選 挙 事 務 局 主 査 兼 務
固 定 資 産 委 員 会 書 記 公 平 委 員 会 書 記 長	選 管 事 務 局 長 兼 務	選 挙 事 務 局 主 査 兼 務	選 挙 事 務 局 主 査 兼 務

出席議会事務局職員

書 記 人 見 栄 作 君

議事日程

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 審査事項

〔総務部〕

- ・ 総務部長あいさつ

〔総務課〕

- ・ 議案第79号 那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について
- ・ 議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

決算審査

- ・ 認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔財政課〕

- ・ 議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)
- ・ 議案第76号 平成24年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

決算審査

- ・ 認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・ 認定第8号 平成23年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

〔契約検査課〕

- ・ 議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

決算審査

- ・ 認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔課税課・収税課〕

- ・議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

決算審査

- ・認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第2号 平成23年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第3号 平成23年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第4号 平成23年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

〔選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局〕

- ・選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長あいさつ
- ・議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

決算審査

- ・認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔会計課〕

- ・会計管理者あいさつ

決算審査

- ・認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔議会事務局〕

- ・議会事務局長あいさつ

決算審査

- ・認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

《陳情審査》

- ・陳情第5号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情

4. その他

5. 閉会

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

山本委員長 おはようございます。

10時少し前でございますが、皆さんおそろいですので、これから総務企画常任委員会を始めたいと思います。

昨日は委員の皆様には5時半まで大変長い間、長い時間を審査いただきまして、きょうは少しお疲れかもしれませんが、総務部、大変重要な案件たくさんございますので、頭のほうクリアにさせていただきまして、審議をしていただきたいと思います。

それでは、散会前に引き続き、会議を開きます。

総務部の審査 午前10時00分

山本委員長 初めに、成瀬総務部長からごあいさつをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

成瀬総務部長 おはようございます。

総務企画常任委員会及び予算審査、決算審査特別委員会に総務部として付託しております案件でございますけれども、条例の新たな制定が1件、それと一般会計の補正予算が1件、それと決算認定5件の計7件になっております。

先ほど委員長のほうからもあいさつありましたように、補正予算関係につきましては除染関係が多額の予算を計上させていただいているところでございます。これにつきましても、慎重にご審議をいただきまして、ご決定を賜ればということで考えておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

本日、総務課以下5課にわたりますので、よろ

しくお願いしたいと思います。

以上でございます。

山本委員長 大変ありがとうございました。

議案第79号の上程、説明、質

疑、討論、採決

山本委員長 それでは、早速総務課の審査に入りたいと思います。

議案第79号 那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

初めに、執行部の説明を求めます。

課長。

和久総務課長 (議案第79号について説明。)

山本委員長 ありがとうございました。説明が終わりましたので、委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

ございませんか。

若松委員。

若松委員 採用方法で、競争試験、または選考とありますけれども、選考の場合はどのような選考方法されるのか。

山本委員長 課長。

和久総務課長 イメージとしましては、作文試験であるとか面接であるとか、そういったものが考えられます、選考の場合は。

山本委員長 副委員長。

平山副委員長 今に関連するんですけれども、面接の場合は対応してくれる方など、市長とか.....

山本委員長 課長。

和久総務課長 採用試験委員会というのがありまして、そのメンバーが副市長、それから教育長、総務部長というふうなことでございますので、

その試験選考委員会、そのほうで対応するというふうなことになると思います。

山本委員長 副委員長。

平山副委員長 もし、採用されました、ところが、どうしても市にそぐわないとか、ちょっと無理だなとかがやはりやってみなくちゃわかんないんじゃないですか、何でも。そういうときに任期間5年以内にとか3年以内ってあるんですけども、そういうときはこちらからお断りするとか、そういう場合もあるんでしょうか。

山本委員長 課長。

和久総務課長 すみません、先ほどにつけ加えてお答えしたいと思うんですが、先ほどの採用試験の試験委員会があるというふうに申し上げましたが、今回採用というふうに考えているのが産業観光の分野でありますんで、要望あればそういうふうな担当の部長さんもそういうふうな中に入る可能性はあるということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから、今のご質問ですけれども、これも議会の部長がお答え、あるいは副市長がお答えしましたように、雇うというふうなことは基本的には私たち職員と同じように地方公務員法の適用を受けるというふうなことでありますので、簡単には免職、首にはできないというふうなことにはなりません。やはり私たちと同じようにある一定の評価はしていかなきゃならないんだろうと思うんですが、後は何か懲戒処分に該当するようなことをしてかしてというような場合については、懲戒免職と、あるいは分限免職と、そういうふうなことは考えられますけれども、強制的に理由もなくというふうな業績だけではなかなか難しいというふうに伺っております。

山本委員長 ほかにございますか。

若松委員。

若松委員 給料の件なんですけれども、例えば(3)の問題のとき、1級から4級まで、2のほうだと1級から5級とって金額がすごく差が出てきますけれども、採用した場合にはこれどういう形で決めていくんだか。

山本委員長 課長。

和久総務課長 まず、特定任期付職員、かなり金額的に高いというふうな感想かと思うんですが、やはり民間企業でそれなりに第一線でばりばりやっている方をイメージしていますので、それなりやはり給料でないとなかなか来ていただけないんじゃないかというようなところ。先ほど説明の中でも申し上げましたように、国のほうでこういうふうなところの給料表を使っているというふうなことでありますので、準用させていただいているというふうなところなんです。61万7,000円が最高としましたのは、これ以上になっちゃいますと副市長とか教育長であるとか、市長より高い金額になってしまいますので、それはおかしいだろうというふうなことでこんなふうに設定をさせていただいています。

どこに当てはめるかにつきましては、条例の下に規則があるわけなんです、その規則の中でこの職はすごく専門性を要するよとか、ランクをつけまして、それでどこに当てはまるのかというようなことで、この1から5のどれにするかというふうなことを決めていくというふうな方法です。

山本委員長 若松委員。

若松委員 特定任期付職員の場合は5年ですよ。5年以内にその人の仕事の状況とか内容とかリーダーシップとかっていう形で、この1級、2級、3級、4級での変動はあるんですかね。

山本委員長 課長。

和久総務課長 それにつきましては、任命権者であります市長のほうでそういうふうなことで業績

がいいというふうなことになるって給料を上げる必要が生じたとすれば、そんな対応が可能だと思います。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますか。

関谷委員。

関谷委員 それでは、何点が伺います。

まず、特定と一般、(1)と(2)というところで、その前にまず公募として任用していくかどうかというところの決定のプロセスは、あるいはその意思決定というのは市長発信ということなのか、その辺をまず伺わせてください。公募をするかないかという、この職に対して公募をするしないというところです。

山本委員長 選考の仕方ということですね。

関谷委員 そうですね、はい。

山本委員長 課長。

和久総務課長 意思決定が市長かどうかというふうなことでよろしいでしょうか。

最終的には、こちらの意思決定としまして、庁議というふうな部分がございますので、庁議で機関決定をした上でというふうなことになります。最終的には市長の決裁というふうな段取りになります。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 そうしますと、各担当課から例えばこういう専門知識を有した方が欲しいとか、そういうボトムアップ的な部分での提案で庁議にかけられて公募に至るというケースも想定されているという解釈でよろしいんでしょうか。

山本委員長 課長。

和久総務課長 トップダウンももちろんございませぬし、そういうふうなボトムアップも必要があればできるというふうなことでございます。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 (1)と(2)の特定と一般というところ

で、高度の専門的な知識というところで、高度か否かというところなんです、先ほど例題で弁護士とか会計士とかという部分、それから保健師とか建築士とかというふうなお話でしたので、何となく有資格者という部分のその資格の難易度というか、そういうのでイメージ的にはわかるんですけども、その辺の規定規則というふうなものは設けられているんでしょうか。

山本委員長 課長。

和久総務課長 それでは、議案書の11ページをござらんになっていただきたいと思うんですが、ここで第2条に出てきます、任命権者は高度の専門的な知識、経験または優れた識見を有する者を従事させる場合には、任期を定めて採用することができる、この第1項が実は特定任期付職員というふうなことなんです。第2項にあります、専門的な知識、経験を有する者というふうなことで、(1)から(4)まで書いてあります。(1)が当該専門的な知識、経験を有する職員の育成に相当の期間を有するため、当該専門的な知識、経験が必要とされる業務に従事することが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合というふうなことで、例えば、出しました保健士、保育師なんかについてもぼろっといなくなっちゃう、すぐにというふうなわけにはいきませんので、そういう場合を想定しているというふうなことになります。そこら辺の違いがあるというふうなことです。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 わかりました。

それから、求める人材によって当然その公募要件、条件というものはその都度検討されて公募に至るという解釈でいいでしょうか。

山本委員長 課長。

和久総務課長 そういうふう考えております。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 それから、選考委員会は先ほどご答弁
いただいておりますので、それから、地方公務員
に準ずる形になっていくということで、この場合、
その有識者というか専門知識等々ということで、
これ兼業の部分はどのようになるんでしょうか。

山本委員長 課長。

和久総務課長 兼業の部分につきましても、私た
ち職員と同じように、例えば農業であるとか、そ
ういうふうに自分の職に影響を与えないというふ
うなことで許可をもらえればできるというふうな
ことになると思います。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 そうしますと、例えば先ほど出ており
ました弁護士、あるいは会計士として自分で事務
所を持って、その自分の分野の、例えば弁護士業、
会計士業という部分でなりわいが別途収入として
あっても、それは問題がないということによろし
いんですか。

山本委員長 課長。

和久総務課長 基本的にはそういうふうなこと
になると思うんですが、その活動、公務員として以
外の活動が公務に影響を与えるかどうか、そこら
辺は慎重に判断しなくてはならないと思います。
そういうようなことで、許可をするかどうかを判
断して、許可相当というふうなことになれば大丈
夫ですよというふうなこと。

山本委員長 ほかにございますか。

磯飛委員。

磯飛委員 各特定任期付職員から、(4)の任期
付短期時間等々ありますが、この選考に当たって
の、公募に当たっての年齢制限というものが、ま
ずあるかどうかお伺いいたします。

山本委員長 課長。

和久総務課長 別段、年齢制限というものは考え

ておりません。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 そうしますと、今なぜそのような質問
をしたかという、若い人が短期間、3年とか5
年で勤めた後、継続ということもあり得るとは思
うんですが、長期間にわたっての勤務ができない
という要件も重なって、そういった人材が公募し
にくくなるのかなというような懸念があったもん
ですから、今お尋ねしたわけなんです、年齢制
限がないということで公募するということだと思
います。

その後、任期が5年3年が切れた後、勤務、あ
るいは仕事の内容等によっては継続ということも
あり得るかどうかをお尋ねいたします。

山本委員長 係長、どうぞお話しされても結構で
すよ。

係長。

広瀬人事研修係長 先ほど課長のほうからご説明
がございましたように、基本的には5年以内とい
うところで、例えば5年以内のところを3年で採
用して、それを更新ができて原則その5年以内
というものがございます。さらにその後、採用で
きるかという、それは継続という形はできなく
て、一たんそこで切って新たにまたその職が必要
だということになれば募集をかけて応募をしてい
ただく。それが同じ人であってもそれはそれで構
わないという形になります。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 そうなった場合、最初に採用して給与
の関係なんですけれども、年々こういうふうに一
般職員と同じように昇給していくものの体制なの
でしょうか。

山本委員長 課長。

和久総務課長 特定任期付職員につきましては、
議案書の15ページの第9条というふうなところが

山本委員長 課長。

和久総務課長 たびたび申しわけございません。
先ほど私、期末手当はありますというふうなお話をして、そのほかの例えば扶養手当、住居手当、勤勉手当はないですというふうに申し上げたのは、特定任期付職員だけであります。そのほか一般任期付職員については私たちと同様に昇給、それから各種手当もあるというふうなことであります。

それから、任期付職員についても昇給はありませんけれども、各種の手当はあるという、ちょっと微妙に違いがありますので、すみません。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますか。

〔発言する人なし〕

山本委員長 よろしいですか。

じゃ、かわってください。

平山副委員長 はい、わかりまして、委員長。

山本委員 私、質疑でもしたんですけれども、そのときにこの条例で今考えている職員がその産業部の特定任期付職員だけだというふうなお答えがあったんですけれども、1つはこの任期付職員、4種類の任期付職員を県内でどこかで実際に雇って使っているところがあるのかどうかというのが1つと、もう一つは今後たくさんこういう人たちを雇っている市もあるんですね、遠いところでは。そういうところだと、本当に職員と同じような形で何十人というふうにして雇って仕事をしているようなんですが、那須塩原市においては今のところは雇う者はないということでしたが、今後必要になれば雇って、こういう形の職員を入れていくということに対しての考え方というのをちょっとお知らせいただきたいと思います。

平山副委員長 課長。

和久総務課長 まず、県内でというふうなお話でありますけれども、特定任期付職員についてはあ

りません。足利のほうで、やはり募集したんですが、応募がなかったというふうなことであります。やはり観光関係だったと思いますが、そんな事例が1つありました。ただ、市町村ではありませんけれども、栃木県庁では採用をしております。やっぱり観光関係ですね。

それから、後の一般任期付職員につきましては、小山市、ちょっと職種はちょっと今わかりませんが、そんなふうな状況になっております。

それから、2つ目、今後採用する考えはというふうなお話かと思うんですが、特定任期付職員については今後そういうふうな、やはり高度の専門的知識、経験を有する人が必要だというふうなところがあれば、それに必要に応じて採用というふうなことになると思います。ほかのところ結構多いのは、一般任期付職員で、例えば保育士であるとか保健士であるとか、そういうふうな技術職ですね。委員長がおっしゃったように何十人というふうな規模で採用しているところがあります。それについては現在のところ、うちのほうは臨時というようなことでやらせていただいていますので、当面は変更する考えはございません。ただ、やはり職の安定、そういったものを考えた場合にどうなのかというふうなところもありますので、研究をしていかなくはならないというふうには考えております。

平山副委員長 委員長。

山本委員 よくわかりました。

これは要望というか、こういうふうにしてほしいということなんです、特定の高度の専門的な知識を有する方については、やはり必要なところはそれはそれでいいと思うんですね。ただ、今お聞きしましたら応募しても募集がなかったということをお聞きいたしまして、その辺はちゃんと考えていただいて、ぜひ4月からそういう方を雇え

るようなふうにしていただきたいと思います。

それから、特に名前が出ましたので、保育士などにつきましては、どうであれ短期の方は必要なのはよくわかります。ですけれども、2種類のところの給料をもらっている人たち、今でも2種類あるのに、それがまた複雑になるようなことのないようにしていただけたらいいなと思います。

以上です。

じゃ、わかります。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますか。

関谷委員。

関谷委員 特に特定、一般ぐらいまではあれかな。実際に今回その観光の話が出ていますけれども、そうしたときに職名というか、そういったところはどういうイメージでいるのかをお聞かせいただきたいなど。

山本委員長 課長。

和久総務課長 その件につきましては、まだ具体的に検討はしておりません。ただ、イメージとしては部長がいて、課長がいてというふうなことになりますので、その中間あたり、あるいは課長ぐらいかなというふうなイメージは持っております。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 ということは完全に、先ほど来ご説明あるように職員ともう同等ということで極端な話、部長でも何でもあり得るということでもよろしいでしょうか、可能性として。

山本委員長 課長。

和久総務課長 その人、特定任期職員として採用した人が部長になるかというふうな、それはちょっとこれからいろいろ考えてみないと何とも申し上げられないと思うんですが、スタッフというふうなイメージだというふうに考えております。

山本委員長 ほかに委員の皆様、何か質疑、ご意見等ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それではないようですので、質疑、ご意見等終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 討論はないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

議案第79号 那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとするにことご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

それでは、議案第79号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、ここで予算審査特別委員会第1分科会へ切りかえて審査を行います。

議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

総務の説明をお願いいたします。

課長。

和久総務課長 (議案第70号について説明。)

山本委員長 ありがとうございます。説明が終わりまりましたので、委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

関谷委員。

関谷委員 放射能関連特別委員会でも、ある程度お聞きしてきたことではあるんですが、時間がたっておりますので、まず、この発注の方法等、詳細なところが改めて、この予算の特別委員会として伺いたいと思います。

山本委員長 室長。

高橋危機対策室長 発注の方法ですが、まず今説明ありました中で、マネジメント業務委託、本格的に除染のほうコントロールするという形のコンサル委託ということになります。こちらの発注につきましては短期間に相当数の数字を把握する必要があるということで、数社に分けるということになると、なかなか取りまとめが困難になるということで、今は1社としてコンサルタントの委託を考えているというふうな形になります。

進め方でございますけれども、本議会において一般のほうの議決された後に、すぐに業務発注できるようにということで、今庁内におきまして仕様書等の検討を進めているところであります。そちらで詳細業務内容について検討した後に、10月の早々に発注ができるような形で考えたいということで今進めております。

その中に、この除染業務の発注に当たって、設計を組んでいただくということで内容的には汚染業務の発注支援というふうな内容も、マネジメント業務委託の中に盛り込んでございますので、これはコンサルタントのほうで除染業務に必要な想定する業務の把握とか、そういった業務を含めましてつくっていただくというふうな流れになっているところでございます。

ですから、時期につきましては、マネーメン

ト業務のほうが先に先行して発注をさせていただいた後に、その業務の中で汚染業務のほう、数量積算、そういったものをして発注につないでいくというふうな流れで考えております。

以上です。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 仕様書も検討中ということで、実際の施工、除染業務の施工のほうに関しても、まずはコンサルの発注が行われて、そこで全体の設計、数量積算まで、そのコンサルが行うということでそれ以降でないと施工のほうに関する入札、発注の方法も検討できないと、こういうことでよろしいわけですね。

山本委員長 室長。

高橋危機対策室長 実際に着手するのは、今申し上げましたように、同じようにその業務が着手された後ということなのですが、考え方、例えばどういう業者に発注をするかといったときの基本的な考え方はある程度事前に庁内で検討してと申しますのは、工期がある程度限られている中で一定数、そのもの処理しなければならないということで、その辺の態勢的なところで対応できるかどうかということが今後の除染業務の発注ということではポイントになってくるかと思っておりますので、その辺は庁内である程度の考え方を今後詰めていきたいということで、それは今言ったように10月以降ということではなくて、それ以前にも庁内としては検討していきたいというふうに考えております。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 はい、わかりました。

大事な部分として、この除染の効果、過日、立証実験のほうも議会もお伺いして見させていただいたわけですが、除染の効果、除染の方法とあわせて今回提案されておりますこの予算額、

そして、その実効性と、この辺について今ある程度内部でマネージメント業務の中での設計の前に並行してというか、前に庁内としてはそのイメージ的なものはつくっておられるということで、その点についてご説明できる部分があったらお願いしたいと思います。

山本委員長 室井審議監。

室井政策審議監 本議会のほうの一般質問等で、部長もお答えしたとおり、いわゆる屋根の部分等での効果が薄いだらうというふうに推定、今のところはまだ確定ではありません。推定されるもの等については、基本的には除外していきたいというふうに思っております。こちら等もいわゆる先ほど室長のほうから説明ありましたとおりに、マネージメント業務の中での最終判定ということになるわけですが、そういう方向で今検討は始まっているということでございます。

なおかつ、逆に低線量地域であっても有効であろうというものについては、別途市の単独になるか、国庫補助等の導入になるかはまだ確定はしていないところでありますが、別途考慮をしていきたいというふうに思っています。それは緊急雇用対策事業のほうでの取り入れということになるのかなというふうに思います。現在のところの推定という形でいえば、そんなところでございます。

以上です。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 ここで非常にその重要なところが、除染効果という部分を最終的に求めてはだれしもがいるとは思うんですけども、そこをどのようにとらえるかということによって、コンサルのほうもどのような除染事業の設計を、もちろん低線量地域ということでの国から補助対象となるメニューは示されているわけですが、それに加えて、その除染効果というものをどうとらえるかという

意思がどこにあるかということによって、コンサルの設計にも大きくかかわってくるものであって、その最終的な責任というか、その結果に対する責任というものを市が発注側が負うのか、それとも請け負ったコンサル側が持つのか、あるいは施工業者が持つのか、その辺についてはどのような考え方になるのでしょうか。

山本委員長 室井審議監。

室井政策審議監 基本的には市の委託事業でございますので、最終的には市のほうで、そういう意味での責任ということであれば保証するということではありますが、実際に考え方として、1つに空中放射線量での論議が今まで正直いってなされてきたのかなというふうに思います。その空中放射線量が下がらないという中での評価だけじゃなくて、いわゆる放射性物質を持っている泥、例えば雨どいのところにたまっている、まさにほりつきのヤウラありますので、杉の実だとか具体的にいうと、そういうものの状況等によって、いわゆる将来的に空中線量に影響を及ぼすであろうもの等の状況等についても、やはり一定の評価をしていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

その辺も含めて、コンサルのほうと、よく詰めて、先ほど関谷委員が言われたような保証というものをどうしていくかという部分について検討していかなきゃならないというふうに思います。正直言って、絶対的に例えば半減したとか、3分の1になったという保証の数値で負うというのはなかなか難しいかなというふうに現時点では承知しております。

以上です。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 おっしゃるとおりだと思います。質疑でありますので、余り意見等は申し上げないよう

にはしたいと思うのですが、やはりその辺のところをどういう目的だということをしかりと発注者として明確にしていかないと、それぞれ個別住宅の中で除染を受ける側の市民にとっても、それから施工する事業者にとっても、あるいはその設計をするコンサルにしても、その辺がきちんとかやぱり伝えられていないと、この事業というものが本末転倒のようなことにはなりかねないと思いますので、その辺はぜひしっかりと進めていただきたいなというふうに思います。一たんこのぐらいいにしておきます。

山本委員長 審議監、何かございますか。

室井政策審議監 今、論議あったとおりでございます。私もそのように承知しておりますので、今後の設計に当たって十分留意していきたいというふうに思っております。

山本委員長 ほかに。

若松委員。

若松委員 先ほど説明の中の臨時賃金の、ここで臨時職員2名という者は放射能にかかわる作業の職員を雇うだろうと思うんですけども、それが知識とかそういうのはなしで雇うんだか、その辺わかりましたら。

山本委員長 室長。

高橋危機対策室長 臨時職員は、直接その除染作業に当たるわけではございませんで、事務の補助という形です。

山本委員長 ほかに。

磯飛委員。

磯飛委員 8ページの701事業の中で、先ほどの説明の中に損害賠償保険950万弱が計上されている説明を受けました。この保険に関しては1ページの歳入の中の緊急事業補助金として国庫補助が入ってきておりますが、その中に含まれているものなのかどうかをまず確認をお願いします。

山本委員長 課長。

和久総務課長 この保険料につきましても、対象となっております。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 了解です。

それと9ページ、ちょっと簡単な質問、確認をさせていただきます。

新たに対策室を設けるという説明あったと思うんですが、ちょっと聞き漏れちゃったんですが、まず場所はどこだったか再確認させてください。

山本委員長 課長。

和久総務課長 場所につきましては、那須塩原駅の近くに元ありました大原間小学校、その跡地に区画整理事務所があるわけなんですけど、その跡地といいますが、今空き家になっておりますので、そこを活用するというふうなことでありまして、名称についてはまだ仮称というふうなことでありますけれども、除染センターというふうな、対策室が全部動いてしまうわけではありまして、対策室のうち防災・消防担当のほうはこちらに残るといふふうなことになり、放射能関係の職員だけが向こうにというような形を考えております。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 今その辺がちょっと気になって対策室そのものがそっくり向こう行っちゃって、本庁等の他の部、課との連携が気になったものですから確認をさせていただいたわけです。

そのような中で、今職員の方、あるいは危機対策室の室長が高橋室長になっているんですけども、そのセンターの長として、あるいは職員はどういった方が向こうに赴任するというか、異動するのでしょうか。

山本委員長 審議監。

室井政策審議監 私のほうからお答えいたします。

向こうに事務所をつくるといっても、イメージ

的には今後、今回でも50億、それから将来的には100億超えるかもしれません。そういう事業を短期間でやるために現場事務所がどうしても必要だということで、例えば打ち合わせする場所も今のスペースではないんですね。そういうこと等から、私、クリーンセンターつくったときに現場事務所というのを設けていました。それは、決して組織で何々センターを設置する条例とか何とかというのじゃなくて、あくまでも現地の除染を対象にする事務、あるいは機材の管理とか打ち合わせの場所、コンサルタントも多分多いときには何十人という方が来るんだと思うんです、各所に散らばりますんで。そういった統一的な打ち合わせをする場所がないということなんで、そちらのほうへ事務所を移して、事務所というか打ち合わせ場所等も含めて、いわゆる先鋒隊としての除染センターをそちらへつくるということでありまして。基本的には政策審議監であり、まず私、それから室長、以下担当、今部署係2名ほどいるんですが、その方も含めてそちらのほうへ異動ということになると思います。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 そうした場合、ちょっとそれる部分もあるんですが、今まで私も放射能、放射線に対する相談、あるいは情報の収集、あるいは情報の提供、これどなたにやっていいかわからないで、和久課長、和久課長って追っかけ回していたんですが、そういったものが発生した場合はその今度のセンターのほうに相談をする、情報をいただきに行くというような形になるものなのでしょうか。

山本委員長 審議監。

室井政策審議監 具体的にそういう形ですと、向こうです、こっちですというわけにはいかないんで、これは一般市民に対してもそういう形ですので、例えば相談業務についてはあちら行ってくだ

さいという場合もあるでしょうし、こちらのほうでもある程度受け付けができるというか、そういう場面もありますので、例えば当然予算的な内容とかそういうものについては総務課のほうに来ていただければ十分足りるように情報は共有していかざるを得ないというふうに思います。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 いつごろからになるんですか、この開所は。

山本委員長 審議監。

室井政策審議監 一応10月1日、予定しているんですが、いろいろ電話引いたり電気引いたりというのがありますので、めどは10月1日。

山本委員長 ほかの委員の皆様、質疑、ご意見ありませんか。

課長、どうぞ。

和久総務課長 すみません、私、放射能ばかりに気をとられてまして、ほかの予算……申しわけございません。

〔「じゃ、ついでだからいいですか」と言う人あり〕

山本委員長 関谷委員、先に。

関谷委員 この問題なんで、すみません。ほかの方ないようなので。

まず、質疑として、これだけの大変な予算額を提示してくるに当たって、その中身を伺うところがほとんど詳細な部分が検討中であったり、これからという状態の中での中身になっているというふうに思います。大枠では除染をするんだと、こういうことはわかるんですけども、その中身の詳細が余りにも提示できないと、こういう状態の中で予算を計上してくると。このことについて、コメントをいただきたいと思います。

山本委員長 審議監。

室井政策審議監 中身というのは、どういうのを

期待されているか、私もちょっとあれなんです、例えばクリーンセンター、あれも100億近いお金でやってきて、私の経験上言っています。その中身について、例えばバグフィルターの機能がどういう形で外部、地元の人と約束するとか、あるいは非常事態が出た場合にどうするとかという部分については、委員の皆様にもお知らせしているところではありますが、例えばそのストーカー1つとっても、どんな鋼材を使ってやるとか、れんが、耐久性のものというものやるとか、そういう詳細にわたってご説明したことは今までもありませんでした。

今般、どういうスタイルで皆さんに理解していただけるかなというふうに思う中で、常々言っているのはいわゆる国のほうの除染基準、低線量地域での除染基準の一般住宅における基準というのは20万円を一つの目安にしていますよという話はしているかと思うんですが、当然その1万5,000戸分ですので、30億という数字になってございます。

その内容等については、従来から説明しておりますとおり、私どものほう、より効果的な費用対効果の高いものをやろうということで、独自に事前調査等もしつつ現在設計しているところがございます、決して中身等についてあやふやにご説明しているわけではありませんので、その辺については十分ご理解の上、ご決定いただければ大変ありがたいというふうに思っております。

以上です。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 おっしゃる部分もよくわかりますが、やはり1万5,000戸で金額もこれだけということ、国から示されているメニュー範囲の中に加えて、やはり市でどういう、例えば実証実験がもっと早くに行われていたり、実績があったりした中

で具体的な除染工事の施工のイメージというか、そういうものがきちんとあって、こういうがゆえにこの期間の中でこれだけの除染を実施するというような、そういうところが非常に私は欠けているのではないかと。

今、室長のほうからもコンサルへの発注を10月早々に、この予算を決定して10月早々にもコンサルに発注をしてということ、これから季節的にも冬を迎えて、決して環境のいいときばかりでない地域でもありますので、それを年度内に1万5,000戸と、リスクの点は過日も説明聞いておりますので、単費のリスクという部分は承知しておりますけれども、それを回避できるという部分は承知しておりますけれども、やはり予算として計上してくる限りにおいてはもう少し具体的にこういう工程の中で、こういうメニューで、こういうふうに行っていくというものがもう少し裏づけを持って提示されるべきではないのかなと、こういう思いを持って伺った次第でありますので、答弁のほうは結構ですが、この点については申し上げておきたいなというふうに思います。あわせて意見もよろしいんですね。

山本委員長 はい、どうぞ。質疑と意見です。

関谷委員 今の意見なんですけれども、あわせて先ほども申し上げたように、この事業の目的というものを繰り返しになりますが、やはりきちんと明確に市全体で共有できるような形には努めていただきたいと、こういうこと。

それから、あくまで除染の効果というものはこれだけの大きな、これも税金でありますので、大きな金額を血税を投入していくわけありますので、やはり除染効果というものはせつかくやるんであれば最大限に求めていただきたいと、こういうこと。

この単純な、予算を計上した以上は何が何でも

ということよりも、やはりその効果、実効性というものと同時に市民に対しても同意をとって、その民家に入って除染をしていくわけですから、そこには十分丁寧なプロセス、これはコンサルもかわってくると思うんですが、そういうところには十分に留意していただいて、何か語弊があると思うんですけども、メンツに走って予算だけを消化していくような事業にならないでいただきたいなと、こういうこと。

それから、もう1点は施工従事者、施工をされる業者の方々のやはり安全管理という部分にも十分な指導ができるような仕様をもって発注に臨んでいただきたいということ。

以上を要望、意見として申し上げて終わりにします。

山本委員長 玉野委員。

玉野委員 関谷さんの話方でいいんですか。

山本委員長 どうぞ。質疑とご意見ですから、どうぞ。

玉野委員 この取り組みは、だれもやったことないし、どこもやっていないわけですね。だから、予算がたくさんあったから、それに対する費用効果ということがそういう前例もないです。だから、一生懸命やるということがやっぱり大前提であって、それについて一生懸命やっているなということが市民に伝わるのがやっぱり市全体の気持ちが集まるとのことだと思うんです。

ですから、福島もどういふ、費用かけたけれども効果があるなし、さまざまありますけれども、やっぱり効果があるところもあります。ないところもあると思います。コンサル等、今の市議会自体に、そのコンサル方もたくさん来ます。この町がどういふ動きをして何をして頑張ろうかということが一番はかれるんじゃないかと思うんですね。その辺を私は一生懸命大事にしていくこと

がまず大事だと思っております。

ですから、数字で置きかえて50億だから効果が幾らだという形に市民を導かないと。あおらないという言葉はちょっと言い過ぎかもしれませんが、こんなにかけたのに何なんだという市民を生み出さない。こんな寒い空でこんなに頑張っているのか、こんな短時間でこんなにやってんのかということがやっぱりこの町に住んでよかったという安心と安全だと思います。そういう意味で、皆さんの意気込みはすごく満ちているということをお聞きしておりますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

山本委員長 それでは、残りの部分を……

和久総務課長 （議案第70号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、今追加の分の中で、ご質疑、ご意見等ございますでしょうか。

植木委員。

植木委員 5ページで、文書管理費201事業、通信費が非常に不足しているため、追加補正をしたということなんですが、どのようなことが考えられるか。

それと、8ページ、災害救助費で補助金1,964万6,000円、この住宅に関する修繕支援金ということですが、これも補正に上がっているわけですが、どの程度のことを想定して、ここへこの支援金を出しているのか。住宅自体がどの程度まで支援しなくちゃならない部分が出てくるのか、その辺のところ聞かせてください。

山本委員長 課長。

和久総務課長 申しわけございません。ちょっと1問目、201事業、文書管理費のほう、ご質問のほう聞き漏らしてしまったんですが……

植木委員 これは1,613万9,000円不足しているための補正ということなんですが、大変多くなって

不足しているんだと、だから、どういう傾向でそういうふうな不足が生じているのか、その大枠を聞かせてくださいということです。

和久総務課長 これは、年々ふえているというふうなお話を差し上げたところなんですけれども、21年度でいきますと3,760万程度、それから22年度が3,900万、そして23年度が4,100万というふうに移りましてあります。何が多くなって、やっぱり税金関係の納税通知書なり督促状なり、そういったものがふえているというふう聞いております。これは去年全体のもの、郵送で使っているものから、かなりの金額というふうなことであります。

もう1点になりますが、被災住宅の修繕のほうでありますけれども、あとこれは被災した住宅に上限10万円で2分の1を補助しようというふうな制度なわけなんです、あと残りが204件というふうなことで算定をさせていただいております。

山本委員長 植木委員。

植木委員 収税関係ですか、これが非常に行ったり来たりということで、予想よりもふえているんだと、その分が職員の皆さんが頑張っているということの裏返しかなという感じもします。また、それ以外にはやはり市民に優しい行政としては、いろいろな情報を適宜提供するという点については、よそよりも上がっていくのかなと、そんなことでとらえて、この点についてはわかりました。

それと、この修繕支援金、これについては全体で何件ぐらいあったんでしたっけ、今年度。残りが現在204件ぐらいを想定しているということとはわかったんですが、全体についてどのぐらいあったか、ちょっとお教えいただきたい。

山本委員長 課長。

和久総務課長 平成23年度が1,263件、それから

平成24年度が548件というふうなことであります。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

磯飛委員。

磯飛委員 先ほど、5ページの植木委員のほうから郵便料の補正についての確認と意見がありました。私のほうから意見だけ言わせていただきます。

情報提供、あるいは収税関係のが多くなったということではあるんですが、これ総務のほうには関連しないんですが、たまたま、きのう保険のほうの関係なんですけれども、特定健診の通知の郵便が私と女房と別々に来ているんですね。そういったものを庁内で各部課でもう一度見直しすれば、1通の通知で2人分ができるというものがかなりあるんじゃないかなと思います。その辺は総務がリードして、各課のほうに徹底を図ればふえる、情報提供はふえる分は結構だと思うんですが、その中でもそういったことについて注意喚起、あるいは効率のよい通達ということを指示をする必要があると思いますので、意見として申し上げておきます。

以上です。

山本委員長 課長。

和久総務課長 ありがとうございます。

この対応としましても、そういうふうなところには注意していきたいと思います。それから、信書につきましては、ゆうメールでやると、かなり安くなるというふうなことがありますので、そんなことも現在検討をしております。

山本委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 では、ないようですので、これで質疑、ご意見等終了したいと思います、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 討論はないようですので、終結したいと思いますが、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

議案第70号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで休憩をとりたいと思いますので、10分間暫時休憩といたします。この時計で25分に再開したいと思います。よろしく願いいたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

山本委員長 それでは、ここで決算審査特別委員

会第1分科会へ切りかえての審査を行います。

認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

和久総務課長 (認定第1号について説明。)

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、委員の皆様から質疑、ご意見等を受けております。

玉野委員。

玉野委員 240ページ、大田原地区広域消防組合負担金の中で、庁舎積み立てという発言があったと思うんですが、どのぐらいの目標で、どのぐらいでなっているのかなという質問です。

山本委員長 課長。

和久総務課長 ちょっと手持ちで詳しい資料がございませんので、後での報告でよろしいでしょうか。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

磯飛委員。

磯飛委員 41ページ、諸収入、ひたちなか市職員派遣費用164万7,650円の中身を、まずお聞かせください。

山本委員長 課長。

和久総務課長 中身であります、ひたちなかのほうに派遣した職員が8名、期間が6月と、それから9月から11月までの4カ月間というふうなことであります。派遣した職員はすべて土木技師というふうなことで派遣をしております。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 仕事の内容は何をやったんでしょうか。それと、何を目的に行ったんでしょうか。

山本委員長 課長。

和久総務課長 仕事の内容ですが、私、申しわけございません。詳しくは把握はしておりません

れども、被災地においてはどこでも技術系職員がほしいというふうなお話がありました。それはなぜかといいますと、災害でどういうふうな災害を受けて、どういうふうなところを破損して、それを修繕するため、どのくらいかかるのかというふうな調査なりをしなくちゃならないというふうなことで要望が多かったというふう聞いております。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 それは災害支援に該当するのか、それとも姉妹都市であるひたちなか市のほうから人員が不足なんで、応援をお願いするというような内容で派遣が始まったということなのか、その辺はどうですか。

山本委員長 課長。

和久総務課長 基本的にはやはり被災しました自治体のほうから要請があってというのが基本になると思います。ほか、浪江町であるとか、いろいろ派遣をしているわけなんですけど、どうしたわけか、ひたちなか市のほうだけ、その費用についてお支払いしますというようなことのご提示があって、お受けしたというふうな。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 何て言ってもいいか、とらえ方の違いなんでしょうけれども、被災したところへの支援でありながら費用が向こうからお支払いしますということで発生して収入があったということで、ちょっと私の考えとしては違和感を感じたものですから、被災地への支援ということであれば費用は発生しないものではないかと思ったものですから、今確認をさせていただきました。そういう中で138ページの4項1目災害救助費の中で寄附金、お見舞金として姉妹都市のひたちなか市に100万円、お見舞金を払っていながら、この費用を受けたという何か相反するような受け方があったもの

ですから、確認をさせていただきました。どうしても向こうで払いたい、受け取ってくれというようなこともあったのかとは思いますが、その辺のとらえ方というのはどのように考えているのでしょうか。

山本委員長 課長。

和久総務課長 私もちょっと詳しい経過までは、先ほども申しましたように、ひたちなかのほうでお支払いしたいというふうな意向があったと。ただ、委員さんおっしゃるとおり、ほかのところはいただいていないというふうなところもありますし、そういうふうな災害に遭った場合についてはやはり受け取っていただくというふうなことがよろしいのではないかとこのふうには思います。ただ、いろいろな事情があったのではないかとこのふうには……

山本委員長 ほかの委員さん、ございますか。

副委員長。

平山副委員長 54ページなんですけれども、備品購入費で前もちょっとお聞きしたんですけれども、発電機が各公民館、15公民館に設置される予定で、これ5台のあれなんですけれども、残り10台はそろそろ納入はする予定はありますか。

山本委員長 課長。

和久総務課長 今月中には納入されるふう聞いております。

山本委員長 副委員長。

平山副委員長 次の56ページの1項2目の中の20事業の中の職員カウンセリングなんですけれども、これで状況というか、カウンセリングのときの人数とか、状況をちょっとお伺いしたいです。

山本委員長 課長。

和久総務課長 カウンセリングにつきましては、月2回マルヤマ先生のほうお願いしてやっていたいているわけなんですけど、大体1回につき2名

から3名程度、カウンセリング受ける職員がおります。ただ、毎回毎回違う職員でなくて同じ方が繰り返しというふうなパターンもございます。

山本委員長 副委員長。

平山副委員長 現在ちょっとお休みしているような方はいらっしゃいますか。

山本委員長 課長。

和久総務課長 心の病でというふうなことでよろしいかと思うんですが、今のところ一、二名かと思えます。そういうふうな心の病で休暇というふうになった場合につきましても、病気休暇で対応して、それで対応し切れない場合は退職というふうなことになるわけなんです、その対応としましては職場復帰する場合は試行期間設けて、例えばいっぺんに8時間、フルタイムやるんじゃなくて1週間は半日勤務でやるとか、そういうふうな導入で対応をしております。

山本委員長 よろしいですか。

ほかの委員の皆様、質疑ございますか。

若松委員。

若松委員 54ページの1項1目の説明聞いたんですけれども、委託料の雨量監視システムで各地区に付いているということなんですけれども、これはその中の公民館につけた中で雨量が多くなると通学道路とかなんか水没の恐れがあるところ結構ありますよね。そういうものの監視もやれるんですかね。

山本委員長 課長。

和久総務課長 それは雨量をはかるだけになりません、そこまではちょっと。

山本委員長 若松委員。

若松委員 一番の決め手はそういうところが量が多く降られた場合にはそこに集中しちゃうような気がするんですけれども、それは各地区でつけられた雨量計に対してのそこにシステム化はできな

いんですよ、これは、そこだけですから。

山本委員長 課長。

和久総務課長 このシステムにつきましては、例えばパソコンで管理をするというふうなことになりますので、そのパソコンについては西那須野支所なり、あるいは消防分署、そういったところに設置して、瞬時にどこでどのぐらいの雨が降っているというふうな状況を把握することができる。ゲリラ豪雨になりますので、やはり局地的に降るといときには、それを把握する、それを把握して30mmを超えたらもうゲリラの対応ができるよというようなことで関係課、パトロールに行ったりとかいうふうな態勢を組んでおりますので、それが適切に行われるというふうなことで設置というふうなことで考えております。

山本委員長 若松委員。

若松委員 例えば、地域地域で今問題になっているのが高速道路の下の隧道みたいなところとか、バイパスができたところの通学道路というのあるんですよ。そこを集中的にダムみたいになって集まってくる場所、現実的に調査に動いているんですか。そういうのも、このシステムの中で各学校に連絡行くとかというシステムもできてくるかどうか。

山本委員長 課長。

和久総務課長 現在のところ、そのシステムの自動的に、例えば30mmを超えた場合に各学校に連絡が行くとかというふうなシステムまでの発展性はございません。ただ、そういうふうにもう道路が溢水しているだとかというふうな状況については経験的にわかっているところもありますので、それについては例えば道路関係、道路課なりで、先ほど申し上げましたように30mmを超える雨量が予想されるというようなことがあれば対処すると。ただ、この間、無栗谷のほうで間に合わな

ったというふうな事例はございますが、そんなふうに対応ちょっと。

若松委員 その辺も検討しながら進めてもらえれば、要望です。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

関谷委員。

関谷委員 1点だけお伺いします。

330ページ、11款5項2目の消防防災施設災害復旧事業、復旧費についてですけれども、負担金の部分以外は国庫の災害復旧国庫補助ということでの事業だと思うんですけれども、この黒磯那須消防組合への負担金として那須野消防署の被災に対する負担金ということで、これ出されているわけだと思うんですが、これのこの歳入部分がこれが交付税措置かなんか、特交かなんかで入っているところよろしかったでしょうか。

山本委員長 課長。

和久総務課長 市町負担金、うちのほうと那須町さんのほうで負担する額が補助金等もありますので、992万1,000円というふうな額なわけなんです、それ全額特別交付税の措置の対象となるというふうなことになります。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 これがもちろん国の執行なので、どうのこうのというわけではないんですけれども、例えばこの組合に対して災害普及として直で出ていてもいいものとも考えられるし、それからこれが特交での措置というふうになっているところが、どんなふうな解釈でそういうに、解釈というか、判断でそういうふうになっていったかが、もしわかりましたら参考のために聞いてみたいと思いますけれども。

山本委員長 課長。

和久総務課長 申しわけございません。

関谷委員 わかりました、結構でございます。

山本委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは質疑、ご意見等ないので、終了したいと思います、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議ないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 ないので、討論を終結したいと思います、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

認定第1号につきまして、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、次にその他に入ります。

委員の皆様、何かございますか。

若松委員。

若松委員 今の中のあれなんですけれども、防火水槽設計業務、鍋掛地区というのはどの辺なのか。

あともう一つ、青木地区で地主さんとの交渉がうまくいかなかったというので、消防団のほうではそこにやっぱり必要だから、そこに欲しいと言

うんだと思うんですけども、その辺の検討はどうされるのか、今後。

山本委員長 課長。

和久総務課長 設計やりましたのは、鍋掛と青木地区の防火水槽というふうなことでありますけれども……

〔「場所」と言う人あり〕

和久総務課長 場所ですか。

山本委員長 秋元係長。

秋元防災・消防担当 私のほうから、昨年度の防火水槽についてはちょっといろいろトラブルが多くて予定どおりの運用ができなかったというのが非常に反省をすべきところなんです、鍋掛につきましては成功山に1基……

若松委員 成功山、どっち。成功山といっても大きいですから。

秋元防災・消防担当 成功山のいわゆる県道沿いから入っていったほうですね。そちらの一番奥手側に……

若松委員 農免道路みたいな。

秋元防災・消防担当 そうですね。

若松委員 青木のほうは。

秋元防災・消防担当 青木のほうは青木の道の駅の上側の分譲地内に消防整備がちょっと薄いというところで、主に黒磯消防署のほうで地主さん、あるいは自治会のほうと交渉しながら場所を設定して、設計まで入れたところではあったんですけども、いざ工事、今度設計起工の段階になったときに、この地主さんのほうから重いものは入れなくて。最初コンクリート製のもので設計していたのが、FRPにしろという話が出ています。これ随分、単価が上がってしまったということなんです。どうしてもちょっと予算もないというふうな話をした中で、じゃ、重機を入れないでやれとか、そういった条件がついてしまいまし

て、結局その地主さんとの交渉がうまくいわずに消防団としては、どうしても欲しいところではあるんですが、道路事情等々を考えると結局そういった予算内での工事ができなかったというようなことでございます。

山本委員長 若松委員。

若松委員 その周辺の代替地というものは、今は考えてはいないんですか。

山本委員長 秋元係長。

秋元防災・消防担当 そうですね。実際に申し上げたとおり、やはり地元のほうから消防水利が薄い地域ということで要望が出ていたというところがありますので、今後も消防のほうで代替地を見つけてということでは考えております。

山本委員長 すみません、時間押しているところ、関連していますので、矢板に今つくろうとしていることについて、市で何か考えがあれば教えていただきたいと思います、最終処分場。

平山副委員長 室井審議監。

室井政策審議監 私のほうから、矢板でつくっているのはご存じのように国のほうで設ける最終処分場ということなんです、昨年の8月24日に対策本部、那須塩原市はつくったんですが、それ以来放射能に関してはいわゆる放射線量を出す放射性物質については回収をして、なおかつその減容化等をはかって、汚染されているものについては集中的に適正に管理していくというスタンスを今でもとっている、それ以来ずっと。ですから、焼却炉等においても除染というか、それぞれ剪定等をした枝等についても大田原とは違った形で受け入れをしてやっています。

今後ともそのような形で行きたいというところでございますが、最終処分場がないと行き先がないということで非常に困惑しているところですが、最終処分場を国がつくるという方向性は

非常に歓迎すべきことだなというふうに思っています。

ただ、矢板への見解という形になりますと、私どものほうも実は仮置き場について同じような立場でございまして、地元のほうの理解も当然するわけでございますが、行政としてはある意味ではそれらの基本スタンスを堅持しながら進めていかなきゃなんないということもございまして、ちょっとコメントしづらいですね。という立場をご理解いただいて、市としての見解というんじゃなくて私、放射能対策の担当審議監としてのご意見ということにさせていただければ大変ありがたいと。よろしく願います。

山本委員長 それでは、ほかにその他ございませうか。

執行部のほうで何かございませうか。

課長。

和久総務課長 2点ほど、さきの答弁、保留にしておりました大田原のほうの消防の庁舎の積立金の話なんです、23年度2,500万といった積み立てというふうなことでございまして。

もう1件、消防の関係でございませうが、一般質問の中での部分の中で部長のほうでもお答えしましたように、現在那須広域のほうで専門部会を組織しまして、その統合に係る研究を開始しております。これはもう会合7回やっているわけなんです、一番最初が4月27日を皮切りに7回を数えました。現在の状況でありますけれども、1つにはその統合のメリット、あるいはデメリットというものにはどういったものがあるのか、そういうふうな検討。それから、統合方式、これは方式として消防組合同土で統合をするというふうな方式が一つあります。それから、そこにプラス那須広域が加わるというふうな統合方式も考えられるわけでありまして、そのところ統合方式、どうい

うふうな方式がいいのか、そういったことを検討してきた。

それから、もう一つは消防救急無線のデジタル化、これが実は平成28年の5月から切りかえになるというふうに言われています。そうすると、そのための施設整備なり、そういったものが必要になるわけなんです、そういったものについても統合を絡めて検討していかなければならないでしょうというふうなことになるわけなんですけれども。そんな中で部会としては、統合についてはやはりメリットが大きいというふうなことで、統合が望ましいのではないかというふうなまともになっているというふうなことであります。

この件につきましては、過日、広域のほうの企画調整連絡会議におきまして、了解を得まして今度27日の広域のほうの政府管理者会議があるわけなんです、そこにお諮りすると、報告するというふうなスケジュールになっています。

山本委員長 玉野委員。

玉野委員 積立金、23年度2,500万というのは単年度ですか、それとも累積額なんですか。

山本委員長 課長。

和久総務課長 単年度であります。正確に言いますと、2,519万8,000円というふうな金額。累計が、22年度が27万5,000円、これが27万5,000円がちょっと庁舎建設のための積立金なのかどうかはちょっと不明でありますので、2,500万程度というふうなことでご理解いただければ。

玉野委員 掛ける何年分とかではないんですか。

和久総務課長 はい。

山本委員長 よろしいですか。それでは、その他、これで終わりにいたします。

総務課の審査はすべて終了といたします。

大変お疲れさまでございました。

では、ここで昼食のため休憩といたします。1

時から再開といたして、時間少ないですけども、
よろしく願いいたします。

休憩 午後 零時15分

再開 午後 1時00分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を
開きます。

財政課の皆さんがお見えです。

今回、財政課関連の付託案件はございませんの
で、これより予算審査特別委員会第一分科会に切
りかえての審査といたします。

議案第70号の上程、説明、質
疑、討論、採決

山本委員長 それでは、議案第70号 平成24年度
那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題と
いたします。

執行部の説明をお願いいたします。

伴内財政課長。

伴内財政課長（議案第70号について説明。）

山本委員長 大変ありがとうございました。説明
が終わりました。

委員の皆様から質疑、ご意見等お受けいたしま
す。

関谷委員。

関谷委員 1点だけ。

ただいまの9ページ、4款1項5目の放射能対
策事業、財政課の所管にしたというのは。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 庁舎につきましては、財政課の管
財のほうが庁舎管理をしているということで。

関谷委員 そういう意味合いでね、了解ござい
ます。

山本委員長 ほかにございました。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 よろしいですか。

それでは、質疑、ご意見等終了したいと思います
すがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議はないものと認めます。

討論行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、終結したいと思
いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議はないものと認め、討論を終
結いたします。

それでは、これより採決いたします。

議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補
正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきも
のとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議はないものと認めます。

議案第70号につきましては、原案のとおり可決
すべきものと決しました。

それでは、ここで決算審査特別委員会第一分科
会へ切りかえての審査といたします。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

山本委員長 認定第1号 平成23年度那須塩原市
一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といた
します。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

伴内財政課長（認定第6号について説明。）

山本委員長 大変ありがとうございました。説明が終わりました。

委員の皆様から質疑、ご意見等お受けいたします。

磯飛委員。

磯飛委員 財産収入の件の35ページです。

市有地売り払い収入で折戸地内というご説明がありました。売却の理由と場所と、差し支えなければ売却した相手先をお知らせください。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 まず、売却の理由でございますが、場所からまずご説明申し上げますと、通称横断道路と言われる街道沿いで、蛇尾川の橋があるかと思うんですが、その高林側、いわゆる川でいえば左岸側の橋のすぐ下側のたもとのところに、1万3,000㎡ほどの市有地がございました。

現状としましては、雑木林になっておりますが、地面の状況としましては、やはり川原の脇ということで、こういう大きな石とかがごろごろしてまして波打ってまして、市としても利用する計画が正直ございませんでした。

平成18年ごろに策定しました市有財産の処分に關する計画というものがございまして、その中でこの用地についても、有効活用を図る財源の確保を図る意味で、購入希望者があれば売却してこういう土地になっておりまして、それを希望者がたまたまございました。

希望者につきましては、隣接する折戸砕石さん、すぐちょっと離れたところにプラントを持っているんですが、地続きということもありまして活用できればというご相談があったものですから、鑑定をかけ適正な価格ということで確認をとって入

札等を行って売却したものでございます。

以上です。

山本委員長 よろしいですか。

ほかの委員さん、質疑、ご意見等ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 では、ないようですので、質疑、ご意見等終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議はないものと認めます。

討論行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議はないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

認定第1号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号の上程、説明、質疑、

討論、採決

山本委員長 それでは、次に、認定第8号 平成23年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

伴内財政課長（認定第8号について説明。）

山本委員長 大変ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので委員の皆様から質疑、ご意見等お受けいたします。

特別ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議はないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 討論ないようですので、終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

認定第8号 平成23年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

認定第8号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

何かありますか。

〔「後で」と言う人あり〕

山本委員長 では、8号は認定されました。

その他

山本委員長 それでは、次に、その他に入ります。

その他ということで何かございますか。

まず、委員の皆様何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 執行部のほうで何かございますか。

課長。

伴内財政課長 ございません。

山本委員長 それでは、その他ないようですので、財政課の審査をこれで終了いたします。大変お疲れさまでございました。

それでは、ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時46分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、すみません、審査未済のものがございましたので、財政課の審査を続けたいと思います。

ここで、議案第76号 平成24年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

課長、説明をお願いいたします。

伴内財政課長（議案第76号について説明。）

山本委員長 ありがとうございました。

委員の皆様から質疑、ご意見等お受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 よろしいですか。

それでは、質疑、ご意見等終了したいと思います
すがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議はないものと認めます。

討論行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、終結したいと思
いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議はないものと認め、討論を終結
いたします。

それでは、これより採決いたします。

議案第76号 平成24年度那須塩原市公共用地先
行取得事業特別会計補正予算（第1号）は、原案
のとおり可決すべきものとすることにご異議ござ
いせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議ないものと認めます。

議案第76号につきましては、原案のとおり可決
すべきものと決しました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時48分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を
開きます。

今回、契約検査関係の付託案件はございません
ので、これより予算審査特別委員会第一分科会に
切りかえて審査をいたします。

議案第70号の上程、説明、質
疑、討論、採決

山本委員長 それでは、議案第70号 平成24年度
那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題と
いたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

舟岡契約検査課長（議案第70号について説
明。）

山本委員長 大変ありがとうございます。

説明が終わりましたので委員の皆様から質疑、
ご意見等お受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 特にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、質疑、ご意見
等を終了したいと思いますすが異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 討論ないようですので、終結したい
と思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結
いたします。

それでは、これより採決をいたします。

議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補
正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきも
のことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

議案第70号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで決算審査特別委員会第一分科会へ切りかえての審査といたします。

認定第1号の上程、説明、質疑、
討論、採決

山本委員長 認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

舟岡契約検査課長 (認定1号について説明。)

山本委員長 大変ありがとうございます。説明が終わりました。

委員の皆様から質疑、ご意見等お受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等ないようですので終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「討論省略」と言う人あり〕

山本委員長 討論ないので、終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

認定1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議ないものと認めます。

認定第1号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

山本委員長 次に、その他に入ります。

契約検査課につきまして、その他で何か委員の皆様ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 執行部のほうで何かございますか。

課長。

舟岡契約検査課長 ございません。

山本委員長 では、その他ないので、契約検査課の審査をこれで終了いたします。大変お疲れさまでございました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

2時5分から始めたいと思います。10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

課税課と収税課の皆様がお見えになっております。

今回、課税課、収税課関係の付託案件はござい

ませんので、これより予算審査特別委員会第一分科会に切りかえて審査をいたします。

議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。課長。

小林課税課長 (議案第70号について説明。)

山本委員長 それでは、続きまして収税課の課長。

八木澤収税課長 (議案第70号について説明。)

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので委員の皆様から質疑、ご意見等お受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

それでは、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようですので、終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補

正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

議案第70号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで決算審査特別委員会第一分科会へ切りかえて審査を行います。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

山本委員長 認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

小林課税課長 (認定第1号について説明。)

山本委員長 続きまして、収税課をお願いいたします。

課長。

八木澤収税課長 (認定第1号について説明。)

山本委員長 あとは歳出。

小林課税課長 (認定第1号について説明。)

山本委員長 収税課をお願いいたします。

課長。

八木澤収税課長 (認定第1号について説明。)

山本委員長 説明が終わりましたので、委員の皆様から質疑、ご意見等お受けいたします。

ございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

山本委員長 副委員長。

平山副委員長 小さなことなんです、今の前納報奨金が0.5にしたということなんですけれども、

また戻すというか。

山本委員長 課長。

八木澤収税課長 3年ごとに見直すというような付帯意見がついておりましたけれども、改正した当時の県内で一番条件がよかったわけです。

現在半額にしたんですが、それでも県内のほうからトップということなので下げることはあっても、またよくするということはないと思います。

以上です。

山本委員長 いいですか。

平山副委員長 わかりました。

山本委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 では、ないようですので質疑、ご意見等終了したいと思いますですが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論終了したいと思いますですが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

認定1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

認定第1号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号の上程、説明、質疑、
討論、採決

山本委員長 それでは次に、認定第2号 平成23年度那須塩原市国民健康保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

小林課税課長 (認定第2号について説明。)

山本委員長 収税課ございますか。

課長。

八木澤収税課長 (認定第2号について説明。)

山本委員長 歳出について、課長。

小林課税課長 (認定第2号について説明。)

山本委員長 収税課のほうをお願いいたします。

課長。

八木澤収税課長 (認定第2号について説明。)

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、委員の皆様から質疑、ご意見等お受けいたします。

植木委員。

植木委員 304ページ、この下のほうに税率試算ソフトというのがあるんですが、これについては、よくたまたま私の仕事の関係上、社会保険といいまして国のいわゆる健康保険、厚生年金、そういう中の健康保険に入っている方がおやめになると、市町村の管轄の国民健康保険に入る、加入するわけなんです、そのときに社会保険のほうで、いわゆる資格喪失の2年間保険に加入してられる制度もあるんですが、その保険料と国民健康保険に移った場合の保険料とどちらが高いかなんていうことで、よく試算をしてもらいたいなんていうふうな話があることがあるんですが、そういうことに関するこの税率試算ソフトという感じなんです。それとも、また全く別なものなのか、その

辺だけちょっと聞かせてください。

山本委員長 小林課長。

小林課税課長 今、委員お尋ねのようなことで、窓口ないし電話等で問い合わせの方は結構いるわけなんです、この税率試算ソフトというのは、国民健康保険税全体の協定額がどのぐらいのものになるのか。

例えば、所得額がこのぐらいの場合はこうなります。資産税の税率をこうやるとこのぐらいになりますと、そういうような試算のソフトということになります。

山本委員長 植木委員。

植木委員 そうすると、私がお聞きしたそういうことにも対応できるようなソフトというふうな考え方でよろしいですか。

山本委員長 課長。

小林課税課長 お尋ねの件につきましては、ほとんど手計算ということでやっているものですから、結構な需要はあるんですが、それについては国民健康保険税に加入したほうがいいのか、それとも任意継続のほうがいいのかということでは、個別に手計算をしまして、お話をしているところです。

植木委員 別物ですね。

小林課税課長 はい。

植木委員 わかりました。

了解です。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 討論ないようですので、終了したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

認定2号 平成23年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

認定第2号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号の上程、説明、質疑、
討論、採決

山本委員長 それでは、続きまして、認定第3号 平成23年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

小林課税課長 (認定第3号について説明。)

山本委員長 収税課ございますか。

課長。

八木澤収税課長 (認定第3号について説明。)

山本委員長 歳出についてはよろしいですか。

課長。

小林課税課長 (認定第3号について説明。)

山本委員長 収税課につきましては。

課長。

八木澤収税課長 (認定第3号について説明。)

山本委員長 説明が終わりました。大変ありがとうございました。

委員の皆様から質疑、ご意見等お受けいたします。

植木委員。

植木委員 全体的なことなのですが、後期高齢者医療制度、進めるのかやめるのかなんていうふうな意見もありましたけれども、それはそれとして、本市に何名ぐらいいるのかだけちょっと教えてもらっていいですか。

山本委員長 課長。

小林課税課長 対象者としましては1万1,326人、これが平成24年の3月31日現在となっております。

山本委員長 植木委員。

植木委員 この1万1,326人、これ現在ですか。

小林課税課長 はい、平成24年の3月31日の被保険者数。

植木委員 3月31日ね。

これは、ここ二、三年の間で、やはりふえる傾向にあるのか、あるいは今後の推移はどんなふうに見通しているか、その辺ちょっと教えてもらっていいですか。

山本委員長 課長。

小林課税課長 先ほどもお話したところなのですが、後期高齢及び介護保険につきましては増加傾向、被保険者数は増加傾向にありまして、調定額も同様にふえているということでありまして。

山本委員長 植木委員。

植木委員 どの程度の増加傾向なのか、人数的なものではちょっとわからないですか。

山本委員長 課長。

小林課税課長 ポイント数ということだと、前年度比率でいきますと約2.5ポイントということで、人数でいきますと278人ほど増加ということなんです。

植木委員 了解です。

ありがとうございます。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 よろしいですか。

それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

認定第3号 平成23年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

認定第3号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号の上程、説明、質疑、

討論、採決

山本委員長 それでは、続きまして、認定第4号

平成23年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

小林課税課長（認定第4号について説明。）

山本委員長 収税課、課長、お願いいたします。

八木澤収税課長（認定第4号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、委員の皆様から質疑、ご意見等お受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

〔「歳出」と言う人あり〕

山本委員長 失礼いたしました。

歳出をお願いいたします。

課長。

小林課税課長（認定第4号について説明。）

山本委員長 収税課お願いします。

課長。

八木澤収税課長（認定第4号について説明。）

山本委員長 大変失礼いたしました。

改めて、説明が終わりましたので、質疑、ご意見等お受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないものと認めます。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

認定第4号 平成23年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

認定第4号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、次に、その他に入ります。

委員の皆様で、課税課、収税課につきまして、その他何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 執行部のほうで何かございますでしょうか。

〔「ございません」と言う人あり〕

山本委員長 特別ないですね。

その他ないようですので、課税課、収税課の審査をこれで終了いたします。大変お疲れさまでございました。

以上をもちまして、総務部の審査はすべて終了となります。

最後、部長、その他で何かございますか。

成瀬総務部長 大変原案のとおり決定、お認めいただきましてありがとうございます。

特に、補正予算でありました放射能関係、皆さん方から出ました意見、これらを十分尊重しながら除染を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思

います。大変ありがとうございました。

山本委員長 それでは、これで総務部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

それでは、3時から再開いたしますので、休憩といたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、選管・監査事務局の審査に入ります。

最初に局長からごあいさつをお願いいたします。

古内選管事務局長 皆さん、改めてこんにちは。

一言ごあいさつさせていただきます。

実は、7月に異動がございまして、1日付で前回の6月ではいなかったんですが、きょう藤川が監査係長として来ておりますので一言。

藤川選管事務局主査 7月1日から選挙監査事務局のほうにスポーツ振興課のほうからまいりましたので、よろしくお願いいたします。

古内選管事務局長 今までいました田代でございますが、課長補佐に昇格したんですが、実はきょう、米沢のほうに県のほうの関係で、選挙管理委員長の視察研修が山形の米沢でございまして、大変申しわけないのですが、きょう、あす一泊ということで今出かけておりますので、きょうは欠席いたしますのでよろしくお願いいたします。

選管・監査、都計審、都計のほうの関係でございますけれども、実はことし、3年に1回の評価がえがございまして、ことしは今までになく固定審のほう、申し出が数件出ております。そういう状況が今までと違って、固定審の関係で申し出が出ていて、特に塩原のほうの旅館のほうが出てお

りまして、その関係で今、固定審のほうで審議をしているという状況がまずございますので、まずご報告したいと思います。

あとは、選挙については、ご存じのように11月18日に県知事選及び県会議員補欠選があるということで、それもあわせてよろしくお願ひいたします。

有権者の数、どういう数がちょっと若干今調べてきたんですが、3月2日の計数時点で9万4,537名でございましたが、6月2日の計数時点で9万4,643人ということで、3カ月で106名ふえております。

そのほか、今月にやはり9月2日に計数しまして9万4,715名ということで、6月よりもさらに72名ふえているということで、こういう形でふえているという状況を一言ご報告をしたいと思います。

大変雑駁でございますが、あいさつにかえさせていただきます。

山本委員長 大変ありがとうございました。

選管事務局、監査事務局、固定資産委員会、公平委員会関係の付託案件はございませんので、これより予算審査特別委員会第一分科会に切りかえて審査をいたします。

議案第70号の上程、説明、質

疑、討論、採決

山本委員長 議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明をお願いいたします。

局長。

古内選管事務局長 （議案第70号について説

明。)

山本委員長 大変ありがとうございました。説明が終わりました。

委員の皆様から質疑、ご意見等お受けいたします。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論行います。

討論ございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 討論ないようですので、終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議はないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

議案第70号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで決算審査特別委員会第一分科会へ切りかえての審査といたします。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

山本委員長 認定第1号 平成23年度那須塩原市

一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

局長。

古内選管事務局長 (認定第1号について説明。)

山本委員長 ありがとうございました。説明が終わりました。

委員の皆様から質疑、ご意見等お受けいたします。

若松委員。

若松委員 85ページの2項4目101事業、固定資産評価審査委員報酬という3名、この3名の方というのは、そういう固定資産とかそういうものに明るい方なのか。

また、例えばどこを基準にして固定資産を評価して、上がるんだか下がるんだか、もしわかりましたらば。

山本委員長 局長。

古内選管事務局長 まず、固定資産の評価審査委員というのはどんな仕事かということになると思うんですが、まず、固定資産の納付書を毎年5月に発送しております。その中で、市民の方が、この評価について納得ができない、説明してくれという形でまずは税務課のほうにいくわけです。

税務課にいて説明はしているわけですが、どうも納得ができないということで、公平な立場で固定資産評価審査委員会のほうへ、委員会のほうにその評価が間違いないかどうかということで申し出がございまして。これは納付書が届いてから60日以内ということで法的に決まっております。

ですから、いつも5月15日前後でございますので、7月中旬ぐらいまでには申し出ができますよと。それを過ぎてしまいますと申し出ができない

ことになっていまして、その申し出があったものにつきまして、これは土地もしくは建物ということで、どちらも出てくる場合もございますけれども、人によっては、建物の評価がおかしいんじゃないかということで審査してくださいというのもございますし、あとは、土地がおかしいんじゃないかということで出ているものがあります。

今回の話は別ですけども、去年のこの19万幾らかかったものについては、去年の実は今回、

塩原出ておりますけれども、その中で、やはり同じような審査が去年申し出が出たんです。

ただ、審査申し出の内容がその年じゃなくて、その年の評価についてどうなんだっていうのが審査の内容でございますので、去年出たものが、これ何回も開いた経過があるんですが、去年の評価についてじゃなくて、何年か前の評価が出ていたんです。それはもう対象にならないということで却下した経過がありまして、そのためにいろいろ調べてやったものですから、何回か固定資産評価審査委員会を開いたということで、報酬を払っている経過がございます。

ことしは、ことしのものの評価について調べてくださいということで出ているものですから、それについて今審査中ということになっております。

ですから、評価が正しいかどうかということで審査をするというふうになっております。

山本委員長 若松委員。

若松委員 今、いろいろ説明されて納得はしたんですけども、例えば、すべてではないですけども、土地売買するために不動産関連とかなんかで、土地はかなりメリットが下がっていますね、評価額が下がって、値段も下がっていると。

そんな形のものですから、この評価委員が調べた結果で、多少評価率が下がったという例はあるんですか。

山本委員長 局長。

古内選管事務局長 今まではありませんでした。

まず、評価が上がっているというのは、まず場所によって標準外地をつくりまして、それから、要するに評価どおりちゃんとした評価をしているかどうかということで見ているものですから、今までの中では、その評価がおかしいということで審査委員のほうから容認するということはありませんでした。

今後、今やっている案件については、今後どうなるかわからない部分はございますが、少なくとも今までの経過を見ますと、容認している部分でなくて却下しているという形となっております。

先ほど言い忘れて申しわけなかったんですが、委員さんでございますけれども、その3名の方、委員長は肥塚澄江さんという方で三区町の方で、前に県税事務所のほうにいらした方、元県の職員になっております。あとはもう一人の方は、やはり県の職員で根本義夫さんという方で、前弥六の方でございますけれども、この方もやはり前回、そういった土地の関係が詳しい仕事をしていたということで県の職員なんです。あともう一方は、前塩原町の職員だった櫻岡定男さん、この方がやはり地域運営でよくわかっているだろうと。

ですから、固定資産そのものが詳しい方もいらっしゃると思いますし、地域の実情もわかるだろうという形で選任されているという経過がございます。

山本委員長 若松委員。

若松委員 もう1点、例えばの話、昔だったらとするとバブルのころかな。田中角栄の時代のころ、上り坂のころの場合は、駅を中心にして半径どのぐらいで評価するんですよと聞いてきたんですけども、今もそのとおりな状況で評価していくんですか。

それとも県道とか国道、バイパスが出てために

それを評価基準にしているんだか。その辺、もしわかれば。

山本委員長 局長。

古内選管事務局長 大ざっぱに言ってしまいますと、簡単に言いますと、基準の取り方が2つあります。

町場については、まず駅から何mという形じゃなくて、やはりそれと似たような形ですけれども、その中心のところを出ている売買価格とか、そういったものでやっている部分がございます。

片やちょっと町から外れた部分につきましては、標準になっている場所の設定をするんです。それから場所的にほぼ同じだろうという形で、そこから引っ張って持ってくるというやり方がありまして、大きく分けると町場の部分の評価の仕方と、町場から離れた、例えばちょっと離れた場所の評価の仕方というのは、土地について違います。建物については同じですけれども、土地はそういうふうに違います。

ですから、今おっしゃっている駅から何mということも、そういう形の部分、当然あります。席から何mなんで、当然土地が評価が高いでしょうという考え方もございます。

それだけでなく、いろいろな土地の区画とかいろいろと入ってきますから、単純にそれだけではございませんけれども、当然そういった考え方があります。

山本委員長 若松委員。

若松委員 例えばの話が、もとの県の工業団地にアウトレットができましたよね。

あの辺ができたために、その辺の評価額というのは上がるんですか。

山本委員長 局長。

古内選管事務局長 あその場所について評価となると、ちょっと私、台帳は見えていないものです

から、具体的にどれだけということはちょっと何とも言えないんですが、当然そういったものが出てくれば、土地の評価としては上がるのは当然だと思います。

ただ、それがどのように上がっているかちょっと見ていないものですから、ちょっと固定資産じゃなくてその部分を出していますけれども、今回の申し出にないものについては、ちょっと認識はしていないんですが、当然評価は上がっていると思いますが、ただ総体的にですね、けさの新聞にもございましたように評価はこずっと前から、20年前から下がり気味でとなっていますので、下がり幅が昨年が一番短かったという話は出ておりますけれども、全体的には下がっているわけです。ただ、場所によってはそういったことは当然あると思います。

ですから道路が広がったりとか、つながったりとかという場合については、当然評価は上がります。ですから簡単にいいますと西那須那須線、スワ橋からずっと西那須の入り口のほうに来ます、入り口から赤田に向かっていきますよね。あれについては今回、あそこが開通したということによって評価が若干上がっているということがございます。

山本委員長 若松委員。

若松委員 建物の件なんですけれども、木造と鉄筋コンクリートとありますよね。

あれは建てた年数で多少は値減りはしますよね。その基準というのはあるんですか。例えば、20年たてばもうどのぐらい下がるとか、そういうものは基準にあるんですか。

山本委員長 局長。

古内選管事務局長 ちょっと細かい部分については、ちょっとわからないところもございますが、基本的には建物については、建物については減価

償却でございますから、当然古くなれば評価が下がると思います。

ただ、今のやり方は、急に上がったり下がったりとかないように3年おきにやっているわけですから、そんなに急に上がったり下がったりという形じゃなくて、急に上がらない形でやっていますので、その関係で急には下がらないというようになっている、つくっていますね、そういうふうには。

基本的な建物は年数が過ぎれば当然下がってくる。土地は全く別な考えですけども、ただ土地は相総体には、全国的に下がっているという状況がございます。

若松委員 了解しました。

ありがとうございます。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 では、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 討論ないようですので、終結したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

認定第1号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、次、その他に入ります。

何か委員の皆様、その他でございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 執行部の皆様、何かございますか。

古内選管事務局長 ございません。

山本委員長 それでは、その他ないようでございますので、選管、監査、固定資産評価、公平委員会事務局の審査を終了いたします。大変ありがとうございました。

では、ここで執行部入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時25分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

会計課の皆さんお見えです。

初めに後藤会計管理者からごあいさつをいただきます。

後藤会計管理者兼会計課長 皆さん改めましてこんにちは。

大変長時間でお疲れだと思います。申しわけございません。会計課どうぞよろしくお願ひいたします。

会計課の業務なんですけれども、政策を推進する業務とは違ひまして、会計課は証票の審査を中心とした、いわば内部管理事務になるかと思ひ

す。

相手が職員と接することが多いんですけども、職員にはなるべく会計課職員も笑顔で対応しておりますが、やはり、提出したものが誤りを指摘されたりというようなこともあるものですから、会計課は何となく皆さん敷居が高いという感じではないかと思っております。しかしながら、会計事務のチェック機能、それが働かないと大変なことになるかと思えます。

市民の方が市に託してくださった大切な税金でするので、私たちがそれを厳しく審査をして無駄な支出がないか、または場合によっては不祥事に結びつくようなこともございますので、そういったことがないように見ております。

一たんそういうことが起きると、市政に対して大変な信用を損ねるようなことになりますので、厳しく私たちは厳正に仕事を進めております。

年々事務量がふえているんですけども、いかに効率よく仕事を進めるかということが課題になっておりまして、その課題解決の1つとして、昨年度は臨時職員の賃金請求事務というのが大変煩雑で誤りも出るようなものもありました。それを何とかもうちょっと使いやすいものにしようということで、会計課の職員が勉強いたしまして、臨時職員の賃金計算システムというものを改良を加えました。

そのことによって大変簡単に入力できて、自動計算ができて誤りもなく金額が出るというふうなものができ上がりました。臨時の保育士さんをたくさん抱える保育園の園長さん方は、本当に涙をこぼしてすごく楽になりましたというふうにお礼に、会計課においてくださった方なんかもおりました。

そういうことが結局、会計課のほうでも申請に大変時間を要していたものが小時間で、時間短縮

で審査ができるようになりましたので、事務の効率化の1つであったと思います。

さらに今年度はもうちょっと進めまして、債権者の方への支払いを、今までお支払いまでの請求書が提出されて支払いをするまでの期間、契約があるものはまた別なんですけれども、通常のもの、約1カ月からもうちょっとかかっているお支払いをしているんですが、それを約半分の期間、15日を目安に支払っていただくということで、これはとても大変なことなんですけれども、事務の手順を改善、工夫をいたしまして、10月からそれを実施することといたしました。

そのためには職員の協力がなくてはならないものですから、9月の初めのころに計6回にわたって職員への会計事務研修会というものを開催いたしまして、その変更理由だけではなくて通常誤りがたくさん出るものですから、そういったものすべて、会計事務の基礎から、ノウハウからというものを手引きに1冊にというかたくさんまとめまして、職員総勢で350人ほど参加をしていただいて、研修会を実施いたしました。

素早い支払いが債権者の方にできるということは、その債権者にとっては、今度はじゃ、きちっと早く税金を納めようというふうな気持ちになっていただけ、それが結局は市民サービスの向上につながるものだというふうに考えております。

すぐには完全な実施というのは難しいんですけども、それを少しでも近づけるように職員にも協力を求めて、私たち会計課の職員も一丸となって頑張っているつもりです。

本日は、23年度の決算内容の説明をこの後申し上げますので、ご審議いただきましてよろしくご認定いただきますようお願い申し上げます、長々とのおいさつで申しわけありません。

なかなか会計課のことをPRする機会がないも

のですからお話をしてしまいましたが、あいさつにかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

山本委員長 大変ありがとうございました。

今回は、会計課関係の付託案件はございませんので、これより、決算審査特別委員会第一分科会へ切りかえて審査を行います。

認定第1号の上程、説明、質疑、
討論、採決

山本委員長 認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、説明をお願いいたします。

課長。

後藤会計管理者兼会計課長 (認定第1号について説明。)

山本委員長 ありがとうございました。

説明が終わりましたので、委員の皆様から質疑、ご意見等お受けいたします。

磯飛委員。

磯飛委員 先ほどの説明で58ページだったと思うんですが、足銀の手数料だか何か減額無料になったと、それを200万円でしたか。かなりの金額が減額されたその理由は何なんでしょう。

山本委員長 課長。

後藤会計管理者兼会計課長 実は、高根沢町さんのほうで指定金融機関、ほとんど県内足銀さんだったんですけども、栃木銀行さんのほうが、指定金融機関を取りたいというふうに活動されておりまして、高根沢町が栃銀さんになったんですね。

そんな形で今度、小山市が指定金融機関をどこ

にするかというときに、当然栃銀さんも参入されて来られたんです。足銀さんとしても、そのときはプロポーザル方式でお互い参入した金融機関に競争をしていただいた。手数料とかそういったもの、足銀が職員を那須塩原市ですと窓口以西那須の支所、そしてこの本庁だの来ていただいていますけれども、そういった費用であるとかそれ以外の費用であるとか、あとは通帳記入といひまして振り込みをしたときに通帳に印字されるんです。あれが1件幾らということで、結構な金額かかっていたんですけども、それらをすべて無料にしますよというふうに小山市さんのほうで提示をして、小山市は足銀さんになったんでしたんですよ、結局、無償なので。

じゃ、補足説明。

山本委員長 はい、どうぞ。

藤田課長補佐兼歳入係長 藤田です。

小山市は、プロポーザルで市内の金融機関にはすべて提案してくださいよというご案内をしたんだと思います。

そのほかでも、すでに高根沢町はすべて無償で派出を設けましたものですから、負けますよね。ですから当然足銀もそれらすべて無償だったんですけども、プラスアルファがございまして、小山市に私どものほうは派出なんですけれども、出張所、いわゆる店舗を、格上ですよ、出店しますよというプラスアルファの提案の中で足銀さんが取られたという経過がございます。

山本委員長 磯飛委員よろしいですか。

磯飛委員 無償になった理由は今の説明でわかったんですけども、今回無償になるまでこちらから催促して無償にしてくれとかではなく、先方から無償にしますよと言ってきたのか。その辺どちらだったんですか。

山本委員長 はい、どうぞ。

藤田課長補佐兼歳入係長 小山市でそういう決定をした中で、翌年度からということで23年、22年度の提案だったものですから、県内のほとんどの足銀さんなんです、指定金融機関が。

小山市だけ無償にするというわけにはいかないということで、本部のほうから23年度に入る前に回ってきて、無償化のご案内をいただいています。ですから、うちのほうからではなくて銀行さんのほうから。

磯飛委員 わかりました。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等ないようですので終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 討論ないようですので、討論終了したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

認定第1号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、次にその他に入ります。

何か委員の皆様、その他でございますか。

玉野委員。

玉野委員 冒頭のごあいさつの中に、市からもらう金はすぐだけれども払うのは遅いというのはどこでもありましたけれども、勘どころが早くも取るけれども早く出すと。それがくるくる回るということは、いいことだと思います。

山本委員長 どうぞ。

後藤会計管理者兼会計課長 今、会計課の職員、かなりまとまっています向上心のある職員たくさんおりまして、それで、とにかく改善できるところはどんどんやっていこうということで、何しろ仕事はとにかく市民のほうを向いて。市民に説明がつかないようなことはもう許されないことですし、そういったことで早く支払うということもめぐりめぐって市民サービスの向上に、早く市にお金が入ってくれば市もそれを猶予を持って使えることになりまして、市民サービスの向上につながるということで、ちょっとすぐというのはなかなか難しいと思いますが、ただ、説明会、会計事務研修会をやったその後、十分職員の意識が変わってきてまして、10月から今まで、ちょっと詳しい話をしますと、定時払いといたしまして支払いをする日は週のうちの毎週大体水曜日というふうに決められて、会計課に書類を提出するのが、その2週間前までに出すということであったんですけども、それを毎日支払日ですよと。だから毎日証票も会計課に出していいですよという方式にしたんです。

そのかわり、それを早く処理をしないと、すぐ15日が来てしまうものですから、会計課には銀行の6営業日前に到着するようにくださいというふ

うなことで、職員も大変だけれども会計課も相当6営業日というのは厳しいんですけども、お互いにやはり努力をしていい方向にしていこうじゃないかというふうなことで職員に協力を求めてスタートするわけなんですけど、もう既に何となく今までは必ず1カ月以内ぐらいの感じで出してきたものが、まだ10月もちょっと先ですけども、既にその期間短縮で支払いの証票が出てきたりしていますので、職員の意識も変化があるのかなということで、大変ありがたいことだと思っております。

山本委員長 玉野委員。

玉野委員 冒頭にもお話されたのを、臨時職員の賃金の計算というのは大変であるし、特に例として保育園の臨時の人たちの計算があったと思えますけれども、園長は実はその仕事ではないんですよ。

その仕事のミスとかミスが発生しやすいものを、やはり臨時の人とかが、仕事でない以外のものでやりやってしまう、全く違う世界にいつてしまうので。やはり、園長は子どもたちの面倒、先生はやはり子どもたちと父兄を導くという、本来の仕事に導くということがより明確になるんじゃないですか。こういう賃金の計算をすかっとやってやるっていうのは、非常にプラスになると思えますけれども。

後藤会計管理者兼会計課長 そうですね。

どうしても保育士さんで園長先生になられていますので皆さん。事務の経験が余りないわけです。それが園長先生になった途端、園のすべての責任を持つ仕事、子ども一人一人にも目を向けて、先生方にも保護者にも、そして、事務処理をすべてやるということで本当に見ている気の毒なような状況で、それで賃金も7時間45分という、職員の勤務時間が45分という端数が出たために、本

に複雑になってしまったんです。

それを何とかこう解消して、もっとすばっと効率的に仕事ができるようにならないかということで、本来は会計課の仕事というよりは人事担当のほうで考える仕事ではあるんですけど、人事も本当に忙しい部署ですので、こちらから提案をしながら人事の同意も得て、そのシステムを改良して大変入力しやすいものになったみたいです。

山本委員長 よろしいですか。

これで会計課の審査をすべて終了いたします。大変ありがとうございました。

では、執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

次は、議会議務局になります。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時48分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会議務局の皆様がお見えになっております。

初めに、議会議務局長からごあいさつをいただきます。

斎藤議会議務局長 改めましてこんにちは。

2日間の常任委員会、また予算の決算特別委員会ご苦労さまです。順調に進んでいるようで、この2日間で何とか終わりそうな感じになってきましたので、よかったと思っております。

事務局といたしましては、今回予算審査特別委員会のほうに1件の決算認定があります。それだけなものですから、よろしくお願ひしたいと思っています。

山本委員長 ありがとうございました。

今回、議会議務局関係の付託案件はございませ

るので、これより決算審査特別委員会第一分科会に切りかえて審査を行います。

認定第1号の上程、説明、質疑、
討論、採決

山本委員長 認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。
局長。

斎藤議会事務局長 (認定第1号について説明。)

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、委員の皆様から質疑、ご意見等お受けいたします。

ございますか。

玉野委員。

玉野委員 執行率の議会のほうの約6割という話、それは何となく自分たちでわかるんですが、交際費サンマル事業の120万円で25.5という、その辺はどうなっているのか。

山本委員長 局長。

斎藤議会事務局長 議長交際費に関しましては、無理に支出するものではございませんので、

からの総会とか、それから歓送迎会、あるいは定期総会、それからPTA、あるいは消防とかそういうものがあります。それに関して支払いをするものであって、無理に支出するものではないんです。ですから、なるだけ交際費は抑える形をとってございます。

ですから、前年度よりも交際費自体は抑えてございます。22年度で32.45%、金額でいきますと万680円から、23年度は25.58%、30万7,000円

に抑えているのが現状でございます。また、予算額も前回150万円から120万円に落とした予算額としてございます。

以上です。

山本委員長 よろしいですか。

玉野委員 わかりました。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見何かございませうでしょうか。

(「ありません」と言う人あり)

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

(「省略」と言う人あり)

山本委員長 ないようですので、終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

山本委員長 異議なしと認めます。

認定第1号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、次にその他に入ります。

何か委員の皆様、議会事務局に対してその他ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 執行部のほう、何かございますか。

その他ないようですので、議会事務局の審査を終了いたします。大変お疲れさまでございました。

それでは、議会事務局の皆さんには退席をしていただきまして、委員の皆さんはこのままお残りくださいますようお願いいたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時01分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第5号の上程、説明、採決

山本委員長 それでは、ここで陳情第5号 緊急事態基本法の早期制定を求める意見書提出を求める陳情を議題といたします。

よろしいですか。

陳情第5号につきましては、前回の6月議会で継続審査ということになっておりましたので、今回これを引き続き議題といたしたいと思います。

皆様におかれましては、継続ということで今回ご意見それぞれまとめてきてあると思いますので、皆様一人一人からご意見をお伺いをいたしまして、決定をしていきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

〔「暫時休憩にして」と言う人あり〕

山本委員長 では、暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時04分

再開 午後 4時15分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、陳情第5号に対しての皆様のご意見をいただきたいと思っております。

副委員長。

平山副委員長 今回のこの件に関して、白熱した論議がなされたわけではなくて、安易に出したと思います。この内容は、確かに平成16年に民主、自民、公明の3党で合意した緊急事態基本法の制定なんですけれども、これは自然災害だけでなく、北朝鮮のミサイルとか北方領土の問題とか、そういう自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態に対応する、緊急事態に対応する、その法整備を求めるもので、いかにもあれかなと思うんですけれども、今回いろいろなこれにまた改定が加わりまして、やはり、これは集団的自衛権の行使を認めている内容にちょっと変わってきたので、やはりこれを採択をして認めるわけにはいかないの、不採択といたしました。

山本委員長 ほかにご意見ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、不採択ということの意見だけです、この第5号につきましては、陳情第5号 緊急事態基本法の早期制定を求める意見書提出を求める陳情は、不採択とすべきということに決するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、陳情第5号は全員異議なく不採択とすべきものと決しました。

ありがとうございました。

それでは、これで陳情第5号の審査を終了いた

します。

その他

山本委員長 それでは、続いて4番のその他に入ります。

最初に事務局から連絡がありますので、よろしくお願いいたします。

事務局 (その他について説明。)

山本委員長 ありがとうございます。

閉会の宣告

山本委員長 それでは、これで今定例会における委員会の議事日程はすべて終了いたしました。

本委員会の審査報告書につきましては、私が作成し議長に提出いたしますので、ご一任くださいますようよろしくお願いいたします。

なお、討論でもし、本委員会に関しますもので反対討論が出た場合につきましては、賛成討論をお願いすることがあるかもしれませんので、そのときには私から連絡をいたしますので、どうか拒否をしないでお受けいただけますようよろしくお願いいたします。

これを持ちまして委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時20分